

令和4年壮警町議会第2回定例会を、次のとおり招集する。

令和4年5月27日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和4年6月9日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）専決処分の承認を求めることについて
- （2）専決処分の承認を求めることについて
- （3）専決処分の承認を求めることについて
- （4）専決処分の承認を求めることについて
- （5）専決処分の承認を求めることについて
- （6）専決処分の承認を求めることについて
- （7）専決処分の承認を求めることについて
- （8）専決処分の承認を求めることについて
- （9）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （10）北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- （11）北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- （12）北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- （13）令和4年度壮警町一般会計補正予算（第3号）について
- （14）令和3年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- （15）令和3年度壮警町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○応招議員（9名）

1番 菊 地 敏 法 君
3番 佐 藤 忖 君
5番 山 本 勲 君
7番 毛 利 爾 君
9番 長 内 伸 一 君

2番 松 本 勉 君
4番 加 藤 正 志 君
6番 真 鍋 盛 男 君
8番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和４年壮瞥町議会第２回定例会会議録

○議事日程（第１号）

令和４年６月９日（木曜日） 午前１０時００分開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 諸般の報告

日程第 ４ 行政報告

日程第 ５ 一般質問

日程第 ６ 議案第２７号ないし議案第３９号及び報告第１号ないし報告第２号について

（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忞君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也君
---------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和４年壮瞥町議会第２回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
８番 森 太郎君 １番 菊地敏法君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月１０日までの２日間といた
したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から６月１０日までの２日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第３、諸般の報告を行います。
議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広
域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案１３件、報告２件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第４、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和4年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第1回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。5月27日、室蘭地方総合開発期成会として、室蘭開発建設部、胆振総合振興局に対し、令和5年度の国費等の要望を行いました。本町としましては、国道453号蟠溪道路の整備促進と交通安全施設等の整備、上久保内、幸内地区地滑り対策の推進、道道洞爺湖登別線、有珠山外環状線の整備に係る町道上立香第2線の道道認定と整備の早期実現等について要望を行いました。また、壮瞥町として、期成会要望に先立ち、5月24日には室蘭建設管理部洞爺出張所を訪問し、道路や河川及び砂防施設等の適切な維持管理について要望するとともに、5月27日には室蘭建設管理部登別出張所と胆振総合振興局室蘭建設管理部に対し、特に事業の長期化が懸念されております道道洞爺湖登別線サンパレス工区の早期完成に向けた整備促進について要望を行ったところであります。

次に、行政報告を申し上げます。初めに、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてご報告申し上げます。町では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向け、令和3年5月から新型コロナワクチンの接種を開始し、町民の健康保持や社会経済活動の維持に努めてまいりました。また、本年2月からは、変異株の感染が拡大する中、感染拡大の防止と重症化予防の観点から、2回のワクチン接種を終えた18歳以上の方を対象に3回目の接種を進めているところであります。さらに、本年5月からは12歳から17歳の方に対する3回目接種を行っており、5月25日の時点で対象者の89.9%の方が3回目接種を完了している状況であります。なお、5歳から11歳の小児についても、本年3月から伊達市内の小児科医院で個別接種を進めてきているところであります。

今後は、まだ接種をしていない方や3回目の接種をしていない方に対する接種を引き続き実施してまいりますとともに、4回目の追加接種に向けて準備を進めているところであります。4回目接種につきましては、広報6月号でも周知しておりますが、60歳以上の方や18歳から59歳までの基礎疾患がある方で3回目接種から5か月以上経過した方を対象としており、このうち60歳以上の対象者につきましては6月上旬に接種券付予診票をお送りすることとしております。なお、基礎疾患のある方につきましては、本人からの申出により、接種券付予診票をお送りすることとしております。町としましては、ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止と重症化予防を図る上で大変重要な対策であると考えており、引き続き町民の皆様が円滑に接種できる様、医療機関やその他の関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本町の観光入り込みの動向と経済対策についてご報告申し上げます。令和3年度の観光入り込み客数は72万1,000人で、コロナ感染症蔓延前の令和元年度178万人に比べ60%減で、うち宿泊者数については16万人で、令和元年度比40%減となっております。この傾向は令和2年度から継続しており、コロナによる売上減の影響が顕著である宿泊や飲食、小売業を中心に国や道の支援策の活用をはじめ、地方創生臨時交付金を活用した町独自の緊急経済対策等、支援を実施してきたところであります。新年度に入り、3年ぶりに行動制限のない大型連休であったことに加え、教育旅行や団体客など入り込みの回復が見られ、外国人の受入れも段階的に行われることに期待が高まっておりますが、これからも商工会や団体等と連携し、必要な対策を行っていく考えであります。

最後に、壮瞥町防災マップの発行、配布についてご報告申し上げます。この防災マップは、水防法に基づく長流川等の洪水氾濫危険区域図の作成に併せて、火山災害と土砂災害の影響予測図、町の指定避難所と各種災害への備えに関する参考情報等を掲載したもので、広報6月号と一緒に町内全戸に配布したところであります。町としましては、全国各地で自然災害が多発している現状を踏まえ、町民の皆様にお住まいの場所の災害リスクや各機関が発信する災害情報についてより一層理解を深めていただくことで災害への備えを充実させていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和4年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 第2回定例会に当たり、壮瞥町のよりよい教育の在り方を求めてという柱で以下質問したいと思います。

壮瞥町では令和2年7月に壮瞥町教育大綱が示され、この大綱の期間は令和2年度から令和6年度までの5か年で、令和4年度は折り返し年度でもあります。この大綱の実現のために各年度の第1回定例会で教育長からその年度の教育行政執行方針が示され、学校教育、社会教育でその具現化のための活動が展開されていますが、今回は学校教育に限って質問を続けたいと思います。

その1の1番として、壮瞥町では従来から小中連携教育を推進してきましたが、本年度の教育行政執行方針で小中一貫教育の推進に取り組むと表明されていますが、従来から取り進めて北小中連携教育と小中一貫教育の取組内容の相違点について伺い

ます。

2 点目、教育行政執行方針では、小中一貫教育を推進するために教育委員会でその基本方針を策定するとしていますが、その進み具合といいますか、取組状況について伺います。

3 点目、小中学校の連携をより充実するために、町教育研究会と連携して小学校から中学校 9 年間を見通した目標や教育課程を策定し、その充実に取り組むと表明していますが、これまで進めてきた小中連携の取組内容とその評価について伺います。また、策定に係る話合いの進み具合といいますか、進捗状況と策定期間の目途、いつ頃かについて伺います。

その 2、教育環境の整備として壮瞥中学校の移転整備の基本設計、実施設計に取り組まれますが、施設の共有利用等が考えられる中、よりよい教育活動推進のために義務教育学校を前提としての校舎施設の充実について教育委員会で検討したことがあるかについて伺います。

その 3、いじめの根絶、不登校のゼロを実現するため、校内体制の充実強化を図り、学校と連携して組織的に対応し、またいじめの重大事態に対応するため、平時からの調査組織の設置について検討を進めると表明しておりますが、取組状況について伺います。

以上の点についてよろしく願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 3 番、佐藤議員のご質問に答弁申し上げます。

1 点目の従来から取り進めてきた小中連携教育と小中一貫教育の取組内容についてであります。まず小中連携教育とは、一般的に多くの小中学校において学校や地域の行事などで実施している学校間の連携や交流を意味していると考えます。次に、小中一貫教育は、文部科学省が小中一貫教育制度を導入、推進するために平成 28 年度に学校教育法の一部を改正したもので、この改正で義務教育学校とそれに準ずる形で小中一貫した教育を施す併設型、連携型小中学校が制度化されたものであります。

2 点目の小中一貫教育推進に関する教育委員会の基本方針の策定状況につきましては、先進的な取組の市町村教育委員会や小中学校等の情報収集に努め、本町の児童生徒の実態や地域性等を踏まえ、本年度中に策定するため、準備を進めているところであります。

3 点目の小中連携の取組内容については、長年の町教育研究会での研究成果を踏まえ、令和 3 年度から小学校 1 年生から中学校 3 年生までの 9 年間を見通したそうべつ型小中一貫教育の実現に向けて、目標設定に基づく教育課程の編成や全体計画の策定に取り組んだところでございます。その評価は、教職員を対象としたアンケート結果では、9 年間の見通しや目指す姿を共有できた点が大きな成果であるなど必要性や重要性を認識した等、肯定的な評価が 95.2%となったところでございます。本年度は、

昨年度までの取組と評価を踏まえ、目標や教育課程の策定に向け、心と体の育成、ICT教育推進など内容の充実とともに、11月に開催される小中一貫教育の研究会などを経て、研究内容を最終評価し、次年度には全体計画を策定する予定となっております。

次に、壮瞥中学校の整備の中で義務教育学校を前提とした整備についてですが、平成30年3月に策定された第2期定住促進・公共施設有効活用計画で位置づけた学校統合に伴う国庫補助を活用しながら移転建て替え、壮瞥小学校との一部施設の共用も視野に入れ検討するに基づき、検討を行ってきたところでございます。このような経緯から、義務教育学校を前提とした整備の検討は行っておりませんが、継続して望ましい教育環境整備を念頭に検討を行っていく考えでございます。

次に、いじめの重大事態に対応するため、平時からの調査組織の設置についての検討状況についてであります。現在他市町村の教育委員会における設置状況等について情報収集している状況にあります。重大事態発生後の調査組織の設置は、近隣の市町村においても事例があります。平時における設置については事例が少ない状況にありますので、全国的な事例等を含め、さらに情報収集し、引き続き検討を進めてまいります。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 通告していました質問事項について今答弁をいただきましたので、確認の意味で以下再質問を続けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目、従来から小中連携教育の推進を進めてきたけれども、4年度では一貫教育の推進に変わっております。答弁にありました相違点については言葉として理解しますが、さらに理解を深める上で、従来から進めてきました小中連携教育は一般的に多くの小中学校で学校や地域の行事などの学校間の連携、交流というお答えがありましたけれども、壮瞥町では具体的に今までどのような取組をしていたか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

1点目の壮瞥町では具体的にどのような取組がなされてきたかということでございますが、町内に校区が2つあった当時、平成24年度から教育行政執行方針に連携交流を位置づけてまいりました。具体的な取組につきましては、英語教諭による乗り入れ授業や授業参観などの交流、学校行事での交流や小中合同研修会など、小中の交流を行ってまいりました。また、命の大切さや異年齢交流を目的に、壮瞥高校とアグリレッスンを通して交流を行っておりますし、さらにそうべつ保育所との交流では学校探検や給食交流などで交流を行っております。このように、壮瞥町では保、小、中、高の異年齢間交流を行い、様々な取組を通して交流を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今答弁いただきましたけれども、いろんなことをやっているのです。ただやったでなくて、それをどのように評価しているか。よかったとか、この点はもう少し考えるべきだと、そういう点はなかったですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

それぞれの取組、交流の評価ということでございますが、保小中高の異年齢交流など様々な取組を行っているとお申し上げましたが、それぞれ小学校は小学校、中学校は中学校、高校は高校、そして保育所は保育所で、異年齢ですので、それぞれ学年の違うお兄さん、お姉さん、あるいは下の子をよく面倒見ると、そういうような教育が成果として現れているかなというふうに思っております。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。

そこで、次に、先ほどの答弁では学校教育法の改正によって小中一貫した教育を施す併置型小中学校が制度化されたと、そういうことで、壮瞥町も4年度から取り組み始めようとしている小中一貫教育のよい点というか、メリットといいますか、そしてまたこの点はよくないのではないかということがもしもあれば、お答え願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

小中一貫教育のメリット、よい点ですとかデメリット、よくない点でございますが、まずメリットといたしましては小学校から中学校への接続がスムーズに行うことができ、中1ギャップですとか不登校の減少につながることや特別支援教育の充実や家庭、地域との連携が評価されると思います。それから、小学校時の学習で定着し切れなかった内容を中学校の課程において補うことができるなどが挙げられます。一方、デメリットですが、小学校と中学校の節目がなくなったり、新たな気持ちの切替えや進学する充実感がなくなる可能性があります。また、小中学校の交流を行う中で中学生に対して萎縮してしまうのではないかなどの心配があります。それから、小学校と中学校の組織、文化、習慣の違いが大きくあり、その調整に時間がかかるなど、デメリットとして挙げられると感じております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） よい点と悪い点という言葉でなくて、この点はちょっと心配だという点が今お答えいただいたのですけれども、私はよい点は伸ばし、またちょっと心配される面はよい点になるように取り組むことが必要でないかな、そんな気がし

てなりません。

そこで、次に移りますけれども、私はこの質問に対して時間を割いていろいろと小中連携だとか一貫教育だとかについて調べてみました。私の知らないことも多々ありましたけれども、ある資料ではこのように書いてありました。小中連携教育を小中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育というように定義づけておりました。また、一貫教育を小中連携教育のうち、小中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的教育を目指す教育。これが文部科学省の定義づけだということが断定的に出ておりました。

そこで、教育委員会は小中一貫教育推進をこれからの教育の中核として取り組む方針を決定し、教育行政執行方針の中で表明されましたが、この執行方針の決定に至るまで、教育委員の共通理解のためにどのような取組をしてこの方針の決定に至ったか、その経緯について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

2点目の教育行政執行方針で小中一貫教育の推進の取組について教育委員の共通理解はというご質問でございますが、先ほどご答弁申し上げましたが、小中連携や一貫教育につきましては平成24年度から教育行政執行方針に位置づけて推進してきたところでございます。教育委員の皆様とも議論を重ねながら位置づけてきました。また、中学校整備に係る議論の中でも、小学校に隣接した校舎の配置などを協議する中で、小中一貫教育の推進についても議論を重ねて共通理解を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。教育委員会では十分検討して取り組んでいるということが分かりましたので、そこで策定についてちょっと私は疑問を抱いたのですけれども、さきの答弁の中で基本方針の策定状況については、先進的な取組などの事例や実践の情報を収集して本年度中に作成するとの答弁をいただきました。これについて、私はこの方針、すなわち小中一貫教育の推進の方針を決定する前に、ある程度いろいろなものを調べて、これならばこれを取り入れることによって壮瞥の教育はよりよい方向に向かうのではないかというある一定の目標を持っていたと思いますけれども、持って取り組むべきでなかったかな、そんな気がしてなりませんけれども、そのような決定する際にいろいろな取組状況などの事例などを参考にしてこれを取り入れるということになったのかどうか、これについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

先進的な取組事例の情報収集でございますが、北海道内では当別町、旭川市、白糠町、中標津町が先進的に取り組んでいる事例がございます。これらの事例、あるいはまた別な事例の情報収集を行い、基本方針の策定の準備を進めていきたいと考えております。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） これから収集してということですので、それ以上言っても仕方ないのですが、私は年度内というと5年3月とすぐ思ってしまうのです。行政がいろいろな計画立てるときに年度内といったら、出てくるのは大体年度末です。けれども、私はこの方針というのは年度内でなくて年末、12月ぐらいまでに策定すべきでないかな、そんな気がしてなりません。といいますのは、その計画、方針を受けて、つくった教育委員会が授業を進めるわけではないのです。取り組むわけではないのです。学校現場なのです。ですから、私は年度内でなくて12月頃まで、年内に策定を終わって、それを教育現場に示して、令和5年度からの学校経営の中に生かせるような時間的ゆとりといいますか、余裕のある進め方が私は望ましいのではないかなと考えるのですけれども、このことについてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

今議員より、方針につきましてはなるべく早いほうがいい、年末、年内ということで、それができれば令和5年度の学校経営にも反映できるのではないかということがありましたが、教育委員会といたしましてもなるべく早い段階で方針を策定し、学校現場で取組を指示をしていければなというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） それでは、3点目に移りたいと思いますけれども、4年度 of 教育行政執行方針の中に、小中一貫教育の推進のために、今質疑した教育委員会で基本方針を策定する。そして、小中学校の連携をより充実するために、町教育研究会と連携して小学校から中学校の9年間を見通した目標や教育課程を作成してその充実に取り組むということが4年度の執行方針の中で述べられております。令和3年度の執行方針の中でも、小中学校の連携をより充実するため、町教育研究会において小学校から中学校の9年間を見通した目標や教育課程の策定に取り組んでまいりますとありましたけれども、3年度で策定した目標や教育課程の内容、4年度の策定する目標や教育課程に相違があるのかどうかです。既に3年度で取り組んできたのがさらに4年度でまた取り組みますということを言っているのですけれども、3年度で策定したのとこれから取り組もうとしている4年度の目標や教育課程の中に相違があるのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

小中一貫教育を推進するために、壮瞥町教育研究会では令和３年度に壮瞥型ふるさと教育と壮瞥型国際理解教育について全体計画を策定し、学びをつなぐ、指導をそろえる、主体的に関わるをキーワードに、小学校から中学校までの９年間を見通した教育課程を編成しております。小学校低学年では学びの準備、中学年は学びの基礎づくり、高学年は学びの深まり、中学校は学びの充実、発展と、各学年に応じたカリキュラムで学習をしております。このようなことから、壮瞥型ふるさと教育と壮瞥型国際理解教育の全体計画は令和４年度も改定しながら引き継ぐこととなっております。その改定につきましては、壮瞥町教育研究会のふるさと教育推進部と国際理解教育推進部で作業を進めていく予定になっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤 恣君。

○３番（佐藤 恣君） 取組状況は理解しますけれども、直接この質問に関係しないかもしれませんが、関連して小中一貫教育の中で特に、今もお話ありましたけれども、外国語において中学校教諭の小学校への乗り入れ指導の充実だとか、JETプログラムを活用した外国語指導助手の配置、必要な資質を児童生徒が確実に身につけられるような取組を進めますと表明しておりますけれども、このことについて現状について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

中学校教員の乗り入れですとか外国語指導助手の配置の現状ということでございますが、小学校３年生、４年生は外国語活動で週１時間ずつ、小学校５年生、６年生は外国語で週２時間ずつ、中学校の英語教諭が乗り入れ授業を行っております。外国語指導助手につきましても、本年４月に来町し、小学校の外国語活動と外国語の時間、それから中学校と高校には英語の時間で授業を行っております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤 恣君。

○３番（佐藤 恣君） 分かりました。そのように執行方針に表明していたことについては、実行できているということに私は理解したいと思います。

そこで、先ほどもちょっと町教育研究会には２つの部会があるとか云々ということはありませんけれども、この機会に町の教育研究会について町民の皆さんに認知していただくことが必要でないかなと私は考えます。そのために、この組織だとか研究の取組状況、また令和３年度はこんなことを取り組みました。そして、もう６月中旬になりますので、多分４年度このような点について活動しますというようなことは決まっていると思いますので、教育研究会について説明を伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町教育研究会の組織と令和３年度の成果並びに４年度の活動状況でございますが、まず組織につきましては壮瞥町内の小中学校の教職員で構成されております。それから、令和３年度の活動と成果でございますが、部会活動として年間６回、部会活動を行っております。また、これまでのそうべつ型小中一貫教育の取組の成果として、壮瞥町教育研究会小中一貫教育プレ研究会を昨年１０月２７日水曜日に実施しております。また、作品集「しんざん」の発行や町教研だよりを発行しております。次に、令和４年度の活動内容でございますが、令和３年度のそうべつ型小中一貫教育プレ研究会を踏まえ、令和４年度はそうべつ型小中一貫研究会を１１月に開催する予定であります。また、部会活動の実施と作品集「しんざん」の発行、それから講演会や実技講習会の実施、またテーマに沿ったグループ別交流やＩＣＴを活用したオンライン交流など、小中の交流なども実施していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤 恣君。

○３番（佐藤 恣君） 教職員の皆さん、大変忙しい中、いろいろな形で教育の振興のために一生懸命やっていることが今の答弁で分かりました。ぜひ健康に気をつけて、一歩でも二歩でも現在よりも壮瞥の教育が振興といたしますか、されることを願っております。

そこで、今度４点目に移りたいと思います。新たに学校建築整備と義務教育学校との関連で、町内の児童生徒が望ましい教育環境の中で授業が受けられるためにも、私は義務教育学校制度の取組が必要だという立場で先ほど最初に質問したのですけれども、義務教育学校として小学校、中学校を一つの組織として運営していくことが私は望ましいのでないかな、そのような考えを持っているものですから、例えば職員、特に教員の配置にしても１人の校長の下に小学校、中学校にそれぞれ教頭の配置だとか、また中学校教員の配置面でも小学校の免許を持っている方、そういう方の配置によって乗り入れ授業も容易になるのではないかな。そして、児童生徒の学力の向上につながっていくものと私は考えております。

そこで、ただ単に中学校校舎等の教育環境の整備が終わりました。それでよいのではなくて、中学校が完成してスタートするのは多分７年の４月からでないかなと思うのです。今後、まだ３年後のことですので、その間によりよい壮瞥町の教育の在り方について、一貫教育がいいのか、義務教育学校がいいのか、私は再度検討してみることが必要でないかなという立場ですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

義務教育学校の検討についてでございますが、このたびの壮瞥中学校移転建て替え

整備については、隣接地に移転することにより、施設の共用と指導体制の連携、学びをつなぎ、指導をそろえるなどの期待ができ、効率化と教育的効果がともに図られるものと考えております。義務教育学校については、議員おっしゃるとおり校内体制が校長１人、一つの教職員組織となり、教育に関わる組織、体制に大きな変化が伴うものでありますことから、導入された学校や設置者を調査するなど、広く調査研究し、壮瞥町の現状と将来を見据え、望ましい教育環境づくりの観点で今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤 恣君。

○３番（佐藤 恣君） 今答弁ありましたように、望ましい教育の在り方、これをぜひ真剣に考えてという言葉使うと大変失礼になるのですが、行政も教育委員会も学校現場も、また町民の皆さんも一緒になって、望ましい教育はどうあるべきかということを私は模索し、そして方向を見いだしてほしいな。その際には、義務教育学校についても考慮しながら望ましい形でいていただきたいな、そんな願望といたしますか、お願いをしたいなと思っております。

そこで、次にいじめの問題について質問したいと思います。いじめの問題については、町のホームページに公表されている各年度の教育行政執行方針、これをずっと開いてみると、平成 28 年ではいじめの問題についてはいじめ対策基本方針に基づき対応するというようなことから始まって、29 年度は不登校の対応、未然防止と早期発見、また 31 年度はいじめ根絶、不登校ゼロ、令和 2 年度はいじめの根絶、不登校ゼロの実現のための校内体制の充実強化、学校全体での対応、それから 3 年度も同じです。同じことが述べられておりますし、4 年度はいじめの根絶、不登校ゼロを目指すため、校内体制の充実強化、学校と連携して組織的に対応。学校と連携というのは、これは教育委員会が学校と連携して組織的に対応します。そして、ここで先ほど質問の中で言った重大事態という言葉が初めて出てきているのです。いじめの重大事態に対応するため、平時から調査組織を設置します。これは、4 年度内に取り組むというような答弁をいただいておりますけれども、そこでお聞きしたいのは、ずっといじめ問題について教育執行方針の中で述べられておりますけれども、そのような実態、壮瞥町の教育の中で本当にいじめというのがあるのかどうか、壮瞥町の実態について伺いたいなと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町のいじめ対策、それから実態ということでございますが、壮瞥町のいじめ対策の実態でございますが、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得るものであるとの認識の下、町教委と学校が連携を密にし、小さなサインを見逃さない、未然防止に努め、特定の教員が問題を抱え込むことなく組織的に取り組むことが重要であることから、壮瞥町では平成 28 年 3 月に壮瞥町いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未

然防止について取組を進めているところであります。

それから、いじめの実態につきましては、毎年行っておりますが、いじめの調査でいじめの認知件数として報告される件数はありますが、その全ての事案は解決しており、学校による組織的な取組の成果と考えております。今後とも町教委と学校と連携をしながら、いじめ根絶及び早期発見、早期解決に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 壮瞥の実態は分かりました。そこで、先ほど私も何も言わないで重大事態という言葉使って質問して、答弁も重大事態という言葉で跳ね返ってきて、重大事態って何だろうと、理解されないのではないかと思いますので、ちょっと解説的に触れたいのですけれども、まず重大事態はいじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときがまず1つ、重大事態だということです。2つ目は、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがある、これが重大事態だということだそうです。そのようなことを踏まえますと、これに至らないように日常の教育活動、学校生活、また家庭生活においてより関心を持って私たちは見守り、またいろいろと参加することが必要でないかなという気がしてなりません。

そこで、何か教育委員会は4年度からという言葉使っておりましたけれども、壮瞥小学校の令和3年度の学校経営、「壮瞥小の教育」という冊子があるようです。この計画書を目にすることができましたので、ずっと中を読ませていただきました。そうしますと、これは3年度ですけれども、教育管理の中で重大事態への対応と、もう既に教育現場では取り上げているのです。そして、重大事態が発生した場合、壮瞥町いじめ防止基本方針や国のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに沿って速やかに対処しますということが令和3年度の学校経営案にきちっと位置づけされている。何か教育委員会よりも教育現場のほうで先取りして取り組んでいるのではないかと、大変先取的な取組に私は敬意を表したいと思います。

そこで、先ほど壮瞥町いじめ防止基本方針という言葉が使われましたけれども、その内容をかいつまんでお聞きしたいなということで、もしもお手元に資料があれば、防止基本方針の内容について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町のいじめ防止基本方針につきましては、平成28年3月に策定し、平成30年3月31日に改定を行っております。その内容についてというご質問でございますが、冊子全部で21ページほどございますので、この策定の目的という部分でご説明させていただきますと思います。本基本方針は、壮瞥町の子供たちがいじめによってつく悲しい思いをすることがないように、子供たちを取り囲む大人一人一人がいじめは絶

対許さない、いじめはひきょうな行為である、いじめはどの子供にもどの学校でも起こり得るとの認識を持ち、いじめの問題への対策を町民がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、広く壮瞥町全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するため、いじめ防止対策推進法、これは平成 25 年に法律が施行されております。第 12 条に規定するいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定するものであると、このような目的でこの基本方針が策定されてございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 先ほど課長のほうから、防止基本方針の制定に至る過程は理解しました。そこで、この機会に、全部という大変な量だと思いますので、かいつまんで、防止基本方針の中でこんなことに取り組むことが必要だとか、こういうことを目標にしているだとか、そういうことを町民の皆さんが聞いても分かるような、あまり専門用語を使わないでお話ししていただきたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 私のほうからご答弁申し上げます。

壮瞥町のいじめ基本方針の内容でございますけれども、大きく 4 つの柱から成っております。1 つは、いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、いじめの定義であったり、理解であったり、そういったことが書かれてあります。2 つ目、いじめ防止等のために町が実施する施策ということで、具体的に組織の設置等、教育委員会が取り組む主な施策についてまとめられています。3 つ目、いじめ防止等のために学校が実施するべき施策です。学校でやることがきちっと書かれてあります。そして、4 つ目、重大事態への対処ということで、ここに重大事態が発生したらどのように対応していかなければならないということが明記されています。

その中で、その準備は当然教育委員会でもずっと進めてまいりましたが、旭川市の事例等で重大事態が発生してからそういう組織をつくるのではなく、平時からそういった組織をきちっと整備するようにというような、そういった国や道からの指導もありまして、私のほうで今年度の執行方針の中で重大事態に対処するための平時からの対応ということで執行方針の中に入れさせていただいたと、そういった状況でありますことをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今4つの柱から成っているということが分かりましたけれども、私たちもこれを再度、インターネットで公表されているということですので、再度読んで、一住民としてこの問題について真剣に考えていきたいな、そんな気がしてなりません。

そこで、町で教育委員会が示した執行方針を参考にしながら、現場、すなわち小学校、中学校、ここに町立高校がありますので、高校も今お話がありました防止基本方針に基づいて、危機管理といいますか、いじめ対策については各学校経営の中にきちっと位置づけされていると思うのですけれども、この位置づけの状況、もしも分かれば伺いたいと思いますけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

ただいま現場、各学校での位置づけというところでございますが、いじめは嫌な思いや悪ふざけの延長線上の場合も多く、そのような思いをただけでもいじめとして認知される場合があります。町内各学校では、いじめは絶対許さないという学校風土と校内体制を確立し、道徳教育の充実を図るとともに、壮瞥町いじめ防止基本方針並びに各学校でもいじめ基本方針を策定しております。それらを職員に理解させ、組織的に取り組む環境を整えているということでございます。また、いじめを積極的に認知し、早期発見、早期解決を常に意識し、対応を適切に行い、未然防止に取り組んでいますし、さらにはスクールカウンセラーを各学校に派遣し、児童生徒に相談や助言を行うなどの取組を行っております。これらを踏まえて、再度学校と町教委と連携しながら、いじめの根絶及び早期発見、早期解決に向け、取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今のお話で分かりました。各学校が、いじめ対策といいますか、いじめが起きないような校風といいますか、そういう校風づくりが大切になってくるし、ただ学校だけの責任ではないと思うのです。これは、いじめというのは家庭生活、家庭にも私は大きな起因があるのでないかなということを常日頃考えております。そういう面で、ただ単に行政と学校だけでなく、地域の中でもこの問題を考えるような場があってほしいなと、そして町ぐるみでいじめのない町、そして子供たちが安心して通える学校経営、これをぜひ実現していただきたいなと。そのためには私たち一人一人が関心を持つことが大切だなと考えております。

いろいろと今まで多岐にわたって質問してまいり、また答弁をいただきました。制度が変わって、平成27年度から教育大綱を制定して、その実現のために行政も努力されております。また、最初に申し上げましたが、令和2年から6年までの教育大綱

が2年度に制定されております。その実現のために努力を積み重ねることが大切ですし、これはただ単に行政だけの問題、学校現場だけでなく、地域の方々にも理解してもらうような手だてをぜひ講じて、そしてより質の高い学校教育が進められることを私は期待して、質問を終わりたいと思いますけれども、最後に教育長から何か今までの質疑を通して考えなどあれば、お聞かせ願って終わりたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） ただいま佐藤議員からいただきましたご意見等を参考にしながら、これまでも学校だけでは子供を育てることはできないというふうに私も認識しておりますし、壮瞥町の教育はこれまでの歴史といいますか、皆様方がつくってこられた教育環境というのは非常に素晴らしいものがあるというふうに私は認識しております。それをさらに町全体で子供たちを育てるという、そういう意識を持って令和2年にも教育大綱が策定されているというふうに考えております。特にコミュニティ・スクールは全ての学校で取組を始めて、小中においては学校運営協議会が同じところで共同の学校運営協議会が行われて、地域の方々がいろんな学校経営に対する意見、あるいは評価をしていただいて、そして学校のほうも取組を進めていくと、そんな取組が非常にはっきりとできている、そんな町かなというふうに思っております。引き続き教育を充実させるために、教育委員会、そして学校と、それから皆様にお力添えをいただきながら子供たちのために努力してまいりたいというふうに考えております。どうぞご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 続いて、7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私のほうからは、このたび改正のありました成年年齢引下げに対する教育現場での対応についてお伺いいたします。

今年度、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。報道等により、多くの方が知られていると思われそうですが、昨年行われたある調査では、高校の教職員が高校の職場で話題にしていると回答した割合は約31%でした。そこで、改めて保護者、生徒に理解してもらいたく、質問させていただきます。

1点目、今回の改正により以前と変わった点、また変わらない点をお教えてください。

2点目、以前にも成年年齢を境に契約トラブルが急増しておりますが、学校での指導、教育内容はどのようになっているのか伺います。

3点目、裁判員制度の対象者になりますが、選任された場合の対応はどのようになるのでしょうか。

4点目、当町の成人式は従来と変わるのでしょうか、どうか。

この4点をお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 7 番、毛利議員のご質問にご答弁申し上げます。

1 点目の成年年齢の引下げについてであります。近年の選挙権年齢の引下げや本年 4 月の成年年齢及び裁判員対象年齢の引下げなどに伴い、法的なものの考え方を養う教育の必要性は近年ますます高まっており、特に成年年齢がこれまでの 20 歳から 18 歳に改正されることに関しては、実践的な消費者教育の実施が重要と考えております。

そこで、改正の内容についてであります。民法が定めている成年年齢は、一人で契約をすることができる年齢とされるとともに、父母の親権に服さなくなる年齢と解釈されますので、このたびの改正では 18 歳に達すると親の同意を得なくても自分の意思でクレジットカードや高額な商品の購入、ローンを組むことなど、法律上は様々な契約を行えるようになるものであります。さらに、このほかにも、有効期間が 10 年のパスポートの取得、性同一性障害の人の性別変更の申立て、公認会計士や司法書士などの資格取得、裁判員に選ばれるようになる年齢などについても 20 歳から 18 歳に引き下げられることとなります。また、女性が結婚できる年齢は 16 歳から 18 歳に引き上げられることになり、これにより男女ともに 18 歳で結婚できるようになります。一方で、成年年齢が 18 歳になりましても飲酒や喫煙のほか、競馬、競輪などの公営競技の投票券購入の年齢制限については健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、これまでと同様に 20 歳となっております。以上がこのたびの改正の概要となっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、2 点目の契約トラブルについてであります。さきにお答えしたように、成年に達すると親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、これにより年齢を理由に契約を取り消すことができなくなり、結んだ契約に対する責任を負うこととなります。成年年齢の引下げに伴い、社会経験に乏しく、法の保護がなくなったばかりの成年を狙った悪質な犯罪に巻き込まれることも懸念されるため、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、社会において責任を持って行動できる能力を身につけるよう、これまで以上に消費者教育の充実を図る必要があると考えております。

このため、教育委員会としましては、壮瞥高等学校と連携をして、本年度から改訂されました新学習指導要領に基づいて家庭科の授業で、消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費生活の現状と課題をはじめ、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて生徒の理解を深める授業を進めるとともに、伊達警察署の協力により、契約トラブルやカード被害等に係る防犯教室の実施を予定するなど、より実践的な消費者教育を展開してまいります。

次に、3 点目の裁判員制度についてであります。この制度は国民の中から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加するものであり、裁判員に選ばれるためには毎年作成される裁判員候補者名簿にその名が記載される必要があります。本年 4 月から裁判員にな

ることができる年齢が 18 歳以上となりましたが、18 歳や 19 歳の方が実際に名簿に記載されるのは手続上、令和 5 年分からとなり、本年の 11 月頃に通知されるものと承知しております。本制度は、裁判員候補となったことを公にすることは法律上禁止されておりますが、家族や学校の先生等に相談することは問題ないとされておりますので、教育委員会といたしましては、本町の生徒が裁判員候補者に選ばれた場合については学校と連携して生徒の学習等の影響を考慮しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。なお、裁判員候補者に選ばれた場合でも学生、生徒などの一定の事情があると裁判所が認められたときには辞退することも可能となっておりますことを申し添えます。

4 点目の本町の成人式であります。成人式の時期や在り方については法令等の定めはなく、各自治体の判断で実施されており、本町においては当該年度中に 20 歳になる方を対象として毎年 1 月に開催してきたところでございます。教育委員会としましては、このたびの成年年齢の引下げに伴い、本町の成人式の在り方について検討を進めてまいりましたが、18 歳で実施する場合は対象者の多くが高校生であることなどから、これまでと同様に 20 歳になる方を対象に実施する方向で、その名称も含めて検討しているところでございます。

なお、これまで答弁してきたように、成年年齢の引下げに伴って法律上は様々なことについて自分の意思で決めることができるようになりますが、在学中に 18 歳を迎える生徒も成長過程にあることに変わりはありませんので、社会生活の中で正しく判断や行動ができるよう、教育委員会や学校現場と連携をしてしっかり対応してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 7 番、毛利爾君。

○7 番（毛利 爾君） それでは、ご答弁いただいた内容でほぼ皆さんに理解はしていただけたと思います。ただ、これは全体的な今までの制度と違ったところと変わらないところでございますので、18 歳成人、高校 3 年生でなりますけれども、そこで高校内で起こる問題として幾つか確認したいことがあるのですが、まず高校 3 年生になると成年、未成年が混在することになります。そこで、校則や各種文書等は今後どのように表記されるのでしょうか。今までは保護者 1 つで済んだと思うのですが、今後どのようにされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

保護者と表記されている部分について今後どうしていくかというところでございますが、生徒の指導要録がありまして、指導要録は高校 1 年生に入ったときからつけるその子の全ての情報が入った記録でございますが、この指導要録ですとか同意の文書などにつきましてはその多くは今申し上げたとおり入学時に作成し、保護者の同意を得ていることが現状でありまして、この書類等の保護者の表記につきましては、令

和元年 12 月の文部科学省事務連絡で成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する留意事項についてでは、成年年齢に達した生徒の指導要録等の取扱いで、既存の指導要録等文書様式については保護者と記載されている場合には成年年齢に達したことを理由に保護者の氏名に関する記載を削除する必要はないこととされておりまして、その様式に関しましては従来保護者と記載されていた部分は保護者等や父母等に改める対応を取るとされておりまして、現状壮警高校におきましては対象となるのが3年生であることから、保護者の記載を随時保護者等へ変更していくことで進めていく考えてございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） そのとおりでして、文科省では保護者等、父母等に改める案をしておりますが、こういう意見がありまして、学校教育法は親権者を保護者と定義しているが、成年高校生は親権者がなくなるので、保護者等、父母等の定義について保護者であった者を含むなどの補足文章を追記する必要があるのではないかという指摘がありますが、これに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

今のご質問でございますが、保護者等という追記で、今後協議しながら変更していくことで考えて進めてまいりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） それでは、次なのですが、18歳成人になりました高校3年生が突然親の同意もなく退学届を提出した場合、これは学校ではどのように対応できるのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

高校3年生になりまして成年年齢に達しますと、自らの判断で退学等ができるということでございますが、生徒の退学等の取扱いにつきましては、この点につきましても文部科学省の事務連絡で、成年年齢に達した生徒は父母の同意なく単独で校長の許可を得ることが可能であり、退学等に係る手續の際に生徒と父母等が連署した書類の提出を求める事例もありますが、法改正後はこの場合において成年年齢に達した生徒の退学等に係る手續においては父母等が連署した書類の提出は不要となります。しかしながら、成年年齢に達した生徒はいまだ成長の過程にあり、引き続き支援が必要な存在であることから、退学等に係る手續の際には事前に学校、生徒及び父母等との間で話合いの場を設けるなど、父母等の理解を得ることが重要であるとされておりまして、教育委員会といたしましては、このような事例が発生した場合には学校と連携し、文部科学省の事務連絡の趣旨に基づき、適切な対応を取っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 退学届を出した場合、対応をどのように取っていくかということに対しての今のご答弁だったのですが、これに関しても入学したとき在学契約を結ぶわけですから、ここに入りますとなったときに、校長が退学許可を与えるようなときに保護者等の同意を要するという、校則などで定めておけばある程度防げるのではないと思われるのですが、多分今は定めていないと思われるのですが、そういうことを定められてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

入学当時に校則あるいは生徒手帳等に記載ということで、恐らく、確認は取っていないのですが、今現在はそのようなことはされておりませんが、ご意見をいただいて、参考としながら今後検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 今までうちの高校ではこんなことはないと思いますし、これからはそんな環境があまりないので、あり得ないと思いますが、もし壮瞥ではなくてほかのまちで学校終わって風俗のアルバイトをしたと、こういう場合の処分はいかなのできるでしょうか。多分処分するのは難しいとは思いますが、18歳成年になってしまうと。でも、対応はやっぱり取らなくてはいけないなと思うので、どのような対応が可能なのかお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

生徒が法律といいますか、校則等で定めているような違反をすることとなると、先ほども申し上げましたが、生徒につきましてはまだ成長過程にあるというところで、これにつきましても学校と父母と相談しながら、校則違反という部分は否めないのかなというところがありますので、その辺の処分は慎重な対応になるかというふうに思っております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） ぜひそこら辺のところをうまく父母、生徒と話し合いをして、そうならないように努力していただきたいと思います。

それでは次に、2点目の契約トラブルについてですが、今回の改正消費者契約法において合理的判断ができない状況下で結んだ契約を取り消せる条文が表記されましたが、その内容がどのようなことであるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

契約トラブルに関して取り消すことができる場合があるということでございますが、未成年の場合は未成年者取消し権により原則契約を取り消すことができますが、

先ほどご答弁申し上げましたが、成年に達しますと親の同意なく自分で契約ができるようになり、年齢を理由に契約を取り消すことができなくなることから、結んだ契約に対する責任を負うこととなります。しかしながら、成年になった場合でも場合によっては契約の取消しができることとなっております。例えば訪問販売や強引な電話勧誘などで慎重に検討する余裕がないまま契約をしてしまった場合、クーリングオフの制度を活用し、取り消せる場合があります。また、消費者契約法では、事業者が重要な事項について適切な説明を行わない場合、あるいは不利益になることを告げないなど、消費者が誤解して契約してしまった場合、それから長時間居座り、強引に契約してしまった場合などが契約を取り消せることとなっております。いずれにいたしましても、保護者と相談して契約を行うことが基本ですが、教育委員会といたしましては学校の授業の中で、消費者の権利と責任を自覚してトラブルに巻き込まれないような行動ができるよう消費者教育を行っていく考えでございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 今のご答弁いただきましたが、その中には特定商取引法、または預託法の対応もちょっと含まれていたかなと思いますが、私のほうで調べたところ、不安をあおったりする行為、ということは就職、進学とか結婚など、その話が出た場合に、例えば就職する場合だったら、このセミナーを受けると就職しやすいのだとか、そういうセミナーを勧めたり、それからあなたにはキツネがついているとか、靈感商法です。それから、マッチングアプリなんかを使って親しくなって、商品を勧めるデート商法、それから私らみたいな後期高齢者、加齢や認知症などにより判断力が低下している者を利用して、あとは今言われたように個室で話を進めるだとか、逃げないように個室へ連れて行って勧誘するなど、そういう場合は取消し権があるのです。ただ、心の隙をついていく付け込み型勧誘というか、そういうのにはないのです。だから、広くこういうトラブルが起こらないように授業とか何かで取り入れていかなければならないと思うのですが、特に若い人のトラブル、特商法とか預託法というのはどちらかというとな配の方が関係するようなトラブルが多いのです。若者のトラブルはどのようなトラブルが多いのかということは把握しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

先ほどどのようなトラブルということで、18歳になったらできることということがありましたし、その中で契約には十分注意をというところで学校教育の中でも教育をしているところでございますが、どのようなトラブルか把握しているかというところでございますが、親の同意なく契約ができることとなりますので、そういったトラブルがなるべく起きないように教育はしていかなければいけないなというふうには思っておりますが、不当な勧誘ですとか、若者でありますとデート商法でありますとか、

その辺も含まれてくるのかなというふうに考えております。深くは把握はしてございませんが、そのようなトラブルに巻き込まれないよう、今後も学校教育、高校と連携しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 詳しくは御存じないようです。若者、高校生、大学生あたりで一番多いトラブルとなっているのがマルチ商法、それから美容関連、デート商法、この3つが多くトラブルになっているという発表がございます。ところが、高校生、大学生というのは先輩や後輩とのつながりの中で巻き込まれて、いつの間にか被害者のつもりが加害者になっていることがある。でも、簡単にネットやSNSでやり取りができるものですから、本人が気づきにくい。ご答弁にありました家庭科の授業と、多分これから学習指導要領で入った新しくなった公共なんかでも取り扱ってくるのかなと思いますが、授業であり、それから伊達警察署の協力により、契約トラブルやカード被害に関わる防犯教室の実施を予定するなどとなりましたが、ここで提案ということになります、うちの町では無料の法律相談を行っていますよね。ですから、その先生方に協力していただいて、法律の専門家による出張授業というのも考えられてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

今いろいろなトラブルに巻き込まれるというところで、今年度は伊達警察署の協力を得ながらそういった防犯教室をやっていますが、町でも無料法律相談をやっているというところで、そのような法律の専門家に来てもらって、先生あるいは生徒に対する授業を行ってはどうかというところでございますが、今年はなかったと思いますが、数年に1度そのような取組をしているかと思えますし、今ご提案ありましたように、もしやっていなければ、そのようなことで法律の専門家を呼んで授業をしたらどうかというようなことは学校と相談しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） ぜひそれに取り組んでいただきたいなと思います。全国的なあれですけども、司法書士協会あたりでも無料の出張授業とかも実際にやっているようですから、ぜひそこら辺のところ。今併せてお聞きすればよかったのですけれども、先ほど特商法や預託法のことも出てきたものですから、今山美湖大学がありますけれども、そうではなくて、もう少し下の年代の町民にも分かるように、そこら辺のところを講習会なり、そういうのも開いていただきたいと思いますが、できるでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

法律の専門家の講座などを町民向けにというところでありますが、教育委員会では

保育所からお年寄りまで様々な取組を行っております。その中で一番手薄といいますか、なかなか事業展開が難しいのは、現役世代といいますか、働いている世代、あるいは成人、成年世代への学習プログラムということが課題になっております。その辺で、今議員申し上げられました法律のトラブルに関する講座なども山美湖大学では確かにやっております。そのような取組も成人層、現役世代へ向けての講座ということで今後検討し、進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） それでは、改めて、多分高校には消費者庁から高校生向け教材として「社会への扉」というのが配付されていると思われるのですが、それを利用した授業というのも今年から始まっているのか、ちょっと確認したかったのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

今議員おっしゃられました消費者庁より教材として「社会への扉」は壮瞥高校にも配付されております。それで、今後高校の家庭科の授業で使用していくという予定になっておるということでございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） ぜひそれを進めていただきたいと思います。契約トラブルについては、突然 18 歳で成人ですよと言われたものですから、戸惑っていると思うのです。私たちの場合は二十歳でしたから、社会に出てからですから、まだ何とか許容もできたのですけれども、高校生で突然言われたら大変だと思うのです。そして、ましてや契約とかの知識が満足にないまま誘われてしまうと、つついになってしまうかもしれない、トラブルに。ただ、いつでしたか、テレビでやっていたのです。今の高校生、不労所得への関心が多いらしいのです。これは、詐欺とかマルチ商法に引っかかりやすい。18 歳で成人と言われて、迷っているところと思うのですが、この機会に成人ってどういうことかということを改めて意識させる機会ではないかと思いますので、その教育のほうをぜひ続けていただきたいと思います。

そこで、小学校、中学校、これでは多分買物の仕組み、小学校では、中学校もそれと系統して売買契約の仕組みだとか、授業は行われていると思うのです。ですが、多分お金の流れだと思ったのです。だけれども、今はどちらかというとキャッシュレスなのです、多いの。うちの娘なんか見ている、スマホで品物注文して、支払い、スーパー行ってもクレジットで払ってしまう。今はスマホでもぴっとやったら支払い終わってしまうという時代ですから、時代に合ったお金の使い方というか、そういうことをぜひ小学校でも中学校でも段階の早いときから教えていただきたいなと思います。

次の3点目の裁判員制度についてなのですが、これは確認の思いでご質問させてい

ただきたいのですが、まさにそのとおりで、辞退できるのです。裁判員法 16 条 3 号、これで辞退することが認められております。

4 点目、成人式について伺います。ちょっと気になるのは、これまでと同様に二十歳になる方を対象に実施する方向で、その名前も含めて検討しているところであり、これを見ると変更になるのかなという、含みを持たせているように思われるのですが、このところを確認したいのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

成人式の在り方でございますが、先ほど教育長の答弁で二十歳になる方を対象に実施する方向で名称を含めて検討しているところでありまして、20 歳になる方を対象として実施すると考えてございます。今までどおりという考え方は変わらないということでございます。

○議長（長内伸一君） 7 番、毛利爾君。

○7 番（毛利 爾君） 私としては、18 歳でもいいのかなと。一部では、高校 3 年だから受験もあるし、授業もというけれども、たった 1 日ですから、それに二十歳になって、まず高校出ていくと結構町外に出ますよね。成人式になって、毎年見ますけれども、寂しいですね、人数が。かえって 18 歳になる年度の生徒で成人式を行うと、まだほかの高校に行っても家から通っているわけです。そうすると多くの新成人を祝うことができるのではないかと思います。そして、これも私の思いですけれども、学生服で出てもらうと。前の成人式を見ているから、これはどうしてもそうしたいというのだったら、写真屋へ行って貸し衣装で記念の写真を撮っていただくという方法も考えられるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

成人式、18 歳でよいのではないかと、学生服を着たり、実際 18 歳、高校生だとしたら町内に多くいるということでございますが、今までの壮瞥町の成人式においては 1 月に開催しておりまして、その時期に関しましては 18 歳になると恐らく受験する方が多くいるのかなという部分がございまして、その時期を変えればいいのかという部分は考え方としてあるかと思いますが、その辺議員のご意見を参考に今後、18 歳の成人式、時期も含めて参考意見としていただいて、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第27号ないし議案第39号及び報告第1号ないし報告第2号

○議長（長内伸一君） 日程第6、議案第27号ないし議案第39号及び報告第1号ないし報告第2号についてを議題といたします。

理事者から提案理由及び内容についての説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和4年第2回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第27号から議案第39号までの13件、報告第1号から報告第2号までの2件、合計15件であります。その内容についてご説明いたします。

1ページになります。議案第27号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

2ページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和3年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）について。

令和3年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額43億6,168万4,000円に歳入歳出それぞれ1,454万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,622万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和4年3月24日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。6ページになります。総務費、財政費、財政調整基金費で964万4,000円の追加となります。財政調整基金積立金になりますが、財源整理に伴い、計上するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で489万6,000円の追加となります。道路橋梁維持経費になりますが、令和3年度の除排雪業務については12月から1月までの除排雪等作業を踏まえ、年度末までの執行を見込んで令和4年2月10日付で補正予算を措置したところでありますが、2月中旬以降のさらなる大雪に伴い、除排雪に要する作業時間が増加し、既定の予算では不足が生じたため、除排雪業務委託料について必要な経費を計上するとともに、当該委託料以外の道路橋梁維持経費についても実績を見込んで整理をするものであります。その内訳になりますが、初めに2項目先の

除排雪業務委託料で 1,031 万 4,000 円の追加となります。2 月中旬以降の大雪に伴う除排雪経費の追加計上となります。次に、除排雪業務委託料以外の道路橋梁維持経費について、いずれも実績を見込んで整理をするものでありますが、除雪機械運転委託料で 32 万 2,000 円、砂まき業務委託料で 189 万 7,000 円、道路清掃及び草刈り業務委託料で 32 万円、町道関内蟠溪線地滑り観測委託料で 10 万円、町有重機運転委託料で 11 万 5,000 円、町道改修等工事で 46 万 4,000 円、砂利碎石等で 220 万円をそれぞれ減額するものであります。

歳入では、国庫支出金、国庫補助金、土木費補助金で 1,454 万円の追加となります。令和 3 年度の大雪に伴い、国及び道に要望をしておりました道路除排雪費の補助金について、社会資本整備総合交付金で 554 万円、道路局所管補助金で 900 万円が追加配分されたところであります。

3 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

7 ページになります。議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

8 ページになります。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分の日付は、令和 4 年 3 月 31 日となります。

9 ページになります。本件につきましては、令和 4 年度税制改正の大綱に基づいて令和 4 年 3 月 31 日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、壮瞥町税条例等の一部を改正する条例を制定するものであります。

条例の概要であります。第 1 条は壮瞥町税条例の一部を改正するものであります。

その改正の内容になりますが、同条例第 18 条の 4 第 2 項中では、住所が明らかにされることにより生命及び身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる者の申出に係る納税証明書の交付について、住所に代わる事項を記載する規定を加えるものであります。

第 32 条第 4 項では、所得割の課税標準について、個人住民税において特定配当等に係る所得の課税方式を所得税と一致させるよう改正をするものであります。

第 32 条第 6 項では、所得割の課税標準について、個人住民税において特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるよう改正をするものであります。

第 33 条の 7 第 1 項第 1 号ホ中では、寄附金税額控除について民法法人の規定を削除するものであります。

第 33 条の 9 第 1 項中では、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について所得税と住民税の課税方式を一致させるよう改めるとともに、同条第 2 項中の個人の道民税に係る規定を改正するものであります。

第 35 条の 2 第 1 項ただし書中では、町民税の申告について、法律の改正に伴い、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定を整備するとともに、同条第 2 項中では省令の改正に伴い、条文を整備するものであります。

第 35 条の 3 第 2 項中では、法律の改正に伴い、条文を整備するものであります。

第 35 条の 3 の 2 の見出し中では、見出しを改め、同条第 1 項中の第 3 号を第 4 号、第 2 号を第 3 号とするとともに、第 1 号の次に第 2 号として個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加する改正を行うものであります。

10 ページになります。第 35 条の 3 の 3 の見出し中では、見出しを改め、同条第 1 項中に個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について一定の配偶者及び 16 歳を超える扶養親族を有する者に係る提出義務を追加するとともに、同項中の第 3 号を第 4 号、第 2 号を第 3 号とするとともに、第 1 号の次に第 2 号として、記載事項に特定配偶者の氏名を追加する改正を行うものであります。

第 43 条第 9 項中では、法人の町民税の申告納付について法律の改正に合わせて条文を整備するもので、同条第 15 項中についても同様に整備をするものであります。

第 48 条の 7 中では、特別徴収税額の納入の義務等について、省令の改正に伴い、条文を整備するものであります。

第 68 条の 2 第 1 項中では、固定資産課税台帳の閲覧の手数料について、固定資産の所有者の住所について住所に代わる事項を記載する規定を追加する改正を行うものであります。

第 68 条の 3 第 1 項中では、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について、固定資産の所有者の住所について住所に代わる事項を記載する規定を追加する改正を行うものであります。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中では、住宅借入金等特別税額控除の特例について、控除期間を令和 20 年度まで、入居要件を令和 7 年入居分までそれぞれ延長する改正を行うものであります。

附則第 10 条の 2 第 3 項中から、11 ページ中段まで飛びますが、第 21 項中までは、法律の改正に合わせて条文を整備するほか、第 23 項を第 24 項、第 22 項を第 23 項とするとともに、第 21 項の次に第 22 項として貯留機能保全区域に係る規定を追加する改正を行うものであります。

附則第 10 条の 3 第 9 項中及び第 11 項中では、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等について、法律の改正に合わせてそれぞれ条文を整備するものであります。

附則第 12 条第 1 項中では、令和 4 年度に限り、地価が一定以上上昇した商業地等の税額の上昇幅を評価額の 2.5%とする規定を追加するものであります。

附則第 16 条の 3 第 2 項では、上場株式等の配当所得等に係る町民税の課税の特例について、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する改正を行うものであります。

附則第 17 条の 2 第 3 項中では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、引用条項の削除に伴い、整備をするものであります。

附則第 20 条の 2 第 4 項では、特例適用利子等及び配当等に係る個人町民税の特例について、申告方式の選択に係る規定の整備及び特例適用配当等申告書の提出を要せず確定申告書に記載する旨の改正を行うものであります。

12 ページになります。附則第 20 条の 3 第 4 項では、条約適用利子等及び配当等に係る個人町民税の特例について、申告方式の選択に係る規定の整備及び特例適用配当等申告書の提出を要せず確定申告書に記載する旨の改正を行うものであります。

附則第 25 条の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例については、削除となります。

第 2 条は、壮瞥町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

その改正の内容になりますが、第 1 条のうち壮瞥町税条例第 35 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中では、扶養親族等の申告書の改正に伴い、条文を整備するものであります。

附則第 2 条第 4 項中では、町民税の経過措置について扶養親族の定義を改正するものであります。

附則の第 1 条ではこの条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしておりますが、同条第 1 号では第 1 条中、壮瞥町税条例第 35 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項に規定する個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第 35 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、同条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の住宅借入金等特別控除の特例、第 17 条の 2 第 3 項の改正規定の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、同条例附則第 25 条の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を削除する改正規定、附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の町民税に関する経過措置については、令和 5 年 1 月 1 日から施行することとしております。

また、第 2 号では、第 1 条中、壮瞥町税条例第 32 条第 4 項及び第 6 項の所得割の課税標準、第 33 条の 9 第 1 項及び第 2 項の配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、第 35 条 2 第 1 項ただし書及び第 2 項、第 35 条の 3 第 2 項及び第 3 項の町民税の申告、第 48 条の 7 の改正規定に係る特別徴収税額の納入の義務等、同条例附則第 16

条の3第2項の上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特定、第20条の2第4項の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の3第4項及び第6項の改正規定の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第3条第3項の町民税に関する経過措置に係る規定については、令和6年1月1日から施行することとしております。

さらに、第3号では、第1条中、壮瞥町税条例第18条の4第2項の納税証明書の交付手数料に係る改正規定、同条第68条の2第1項の固定資産課税台帳の閲覧の手数料に係る改正規定のうち、登記所からの通知により住所に代わる事項を記載する規定、同条第68条の3第1項の固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料に係る改正規定のうち、登記所からの通知により住所に代わる事項を記載する規定、次に規定する附則第2条の納税証明書に関する経過措置並びに附則第4条第3項及び第4項の固定資産税に関する経過措置に係る規定については、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日からとしております。

13ページになります。第2条では、納税証明書に関する経過措置について規定しており、登記所からの通知により住所に代わる事項を記載する規定を納税証明書の交付に適用するものとしております。

第3条では、町民税に関する経過措置について規定し、第1項では改正前の第35条の3の2第1項に規定する給与及び同第2項に規定する申告書について、令和5年1月1日以前のものについては、なお従前の例によることとしております。

同条第2項では、改正前の第35条の3の3第1項に規定する公的年金等について、令和5年1月1日以前のものについて、なお従前の例によることとしております。

14ページになります。同条第3項では、令和5年度分までの個人の町民税について、なお従前の例によることとしております。

第4条第1項では、固定資産税に関する部分について、令和3年度分までのものについてはなお従前の例によることとし、同条第2項では施設または設備に対して課する固定資産税についてはなお従前の例によることとしております。

また、同条第3項では、固定資産の所有者の住所について住所に代わる事項を記載する改正規定は固定資産課税台帳の閲覧に適用することとし、同条第4項では、固定資産の所有者の住所について住所に代わる事項を記載する改正規定は証明書の交付に適用することとしております。

15ページになります。議案第29号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

16ページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和３年度壮瞥町一般会計補正予算（第１６号）について。

令和３年度壮瞥町一般会計補正予算（第１６号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額 43 億 7,622 万 4,000 円から歳入歳出それぞれ 6,727 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 895 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、令和４年３月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。30 ページになります。議会費、議会費、議会費で 107 万円の減額となります。議会一般になりますが、費用弁償で 36 万 6,000 円、議長交際費で 35 万円、筆耕翻訳料で 35 万 4,000 円の減額となります。いずれもコロナ禍による研修会や大会、各種行事等の中止等に伴い、執行残を整理するものであります。

総務費、総務管理費、一般管理費で 126 万円の減額となります。特別職施策推進事業の普通旅費で 47 万円、町長交際費で 37 万円、職員研修事業の特別旅費で 42 万円の減額となります。いずれもコロナ禍による行事の中止等に伴い、執行残を整理するものであります。

防災諸費で 16 万 9,000 円の減額となります。防災諸費一般経費になりますが、コミュニティFM放送局事業負担金について、実績により執行残を整理するものであります。

財産管理費で 216 万 7,000 円の減額となります。その内訳になりますが、公共施設管理事業（指定管理者施設）では、仲洞爺野営場公衆便所建て替え設計委託料で 142 万 7,000 円、次の財産管理事業一般経費では、国道 453 号蟠溪 2 工区改良工事に伴う蟠溪地区街路灯移設工事で 16 万円、水銀灯のＬＥＤ化を図る街路灯具取替え工事で 38 万円、街路灯運営事業補助金で 20 万円について、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

31 ページになります。財政費、財政調整基金費で 8,609 万 9,000 円の追加となります。財政調整基金積立金になりますが、歳入歳出予算の差額分を調整するものであります。

地域振興基金費で 1,000 万円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、本年 3 月 30 日に町道維持管理用としていただいた指定寄附金について次年度において指定された事業に繰り入れて執行するため、一旦当該基金に積み立てるものであります。

ふるさと応援基金費で 92 万 3,000 円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと応援寄附金の実績額の確定に伴い、必要経費を整理した上で

追加するものであります。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で 19 万 9,000 円の追加となります。戸籍住民基本台帳費の通知カード、個人番号カード関連事務負担金になりますが、個人番号カード作成枚数に応じて地方公共団体情報システム機構に支払う負担金を計上するものであります。

企画費、企画費で 1,402 万 1,000 円の減額となります。その内訳になりますが、行政情報システム運用管理事業では、西いぶり広域連合負担金（電算）について実績額の確定に伴い 60 万円を減額するものであります。なお、システム改修費等を対象とした国庫支出金 20 万円を財源充当するものであります。次に、ふるさと納税事業では、ふるさと応援寄附金の実績額の確定に伴い、寄附者の返礼品に係るふるさと納税特産品で 23 万円、印刷製本費で 3,000 円、通信運搬費で 6 万 2,000 円をそれぞれ減額するとともに、委託事業者を支払う手数料で 16 万 4,000 円を追加するものであります。次に、定住促進・まちづくり推進事業では、普通旅費で 26 万 5,000 円、空き家改修、整理補助金で 31 万 1,000 円をそれぞれ減額するものでありますが、いずれも実績により執行残を整理するものであります。次の地域おこし協力隊事業では、会計年度任用職員報酬で 580 万円、会計年度任用職員期末手当で 74 万 4,000 円、社会保険料で 127 万円、普通旅費で 210 万円、住宅借り上げ料で 130 万円、各種起業セミナー等負担金で 150 万円をそれぞれ減額するものでありますが、当初 3 名の採用予定に対し 2 名の採用となったこと、さらにはコロナ禍で出張や研修機会が減少したことなどにより、執行残を整理するものであります。

胆振線代替輸送業務費で 153 万 9,000 円の減額となります。その内訳になりますが、胆振線代替バス運行維持費補助事業では、代替バス運行維持費補助金で 98 万 5,000 円の減額となりますが、バス事業者に対してコロナ禍の影響を考慮した国の補助金が追加交付されたことに伴い、町補助金を整理するものであります。また、通学定期補助事業の通学定期補助金で 55 万 4,000 円の減額となりますが、実績により執行残を整理するものであります。

32 ページになります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 60 万円の減額となります。町営温泉施設等利用料負担金について、実績により執行残を整理するものであります。子供医療費で 120 万円の減額となります。子ども医療費助成事業の子供医療扶助費について、実績により執行残を整理するものであります。

老人福祉費、老人福祉総務費で 30 万円の減額となります。緊急通報システム管理委託事業の緊急通報システム管理委託料について、実績により執行残を整理するものであります。

心身障害者福祉費、障害者自立支援費で 380 万円の減額となります。障害者自立支援給付等事業になりますが、介護給付、訓練等給付費扶助費で 330 万円、障害児通所給付費扶助費で 50 万円について、利用日数や利用人数の実績により整理をするもの

であります。

児童福祉費、児童福祉総務費で 50 万円の減額となります。子育て応援祝金事業の出産、就学祝金について、実績により執行残を整理するものであります。

児童措置費で 79 万 7,000 円の減額となります。保育及び子育て環境整備事業の会計年度任用職員報酬について、実績により執行残を整理するものであります。

33 ページになります。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費では、財源区分の変更となります。国庫支出金及び道支出金にそれぞれ 2 万円、合計 4 万円を追加し、一般財源を同額で減額するものであります。

予防費で 370 万円の減額となります。その内訳になりますが、各種がん検診事業経費の各種がん検診委託料で 40 万円、結核・肺がん検診委託料で 70 万円、各種予防接種事業経費の予防接種委託料で 100 万円、特定健康診査・特定保健指導事業経費の保健事業報酬で 70 万円、費用弁償で 40 万円、生活習慣病検診血液検査委託料で 50 万円について、各種検診や健康診査、予防接種の実績により執行残を整理するものであります。温泉管理費で 40 万 5,000 円の減額となります。地熱エネルギー維持管理経費の壮瞥町弁景温泉供給設備高効率化改修計画策定業務委託料について、実績により執行残を整理するものであります。

清掃費、じんかい処理費で 370 万円の減額となります。じんかい処理管理の西いぶり広域連合負担金について、ごみ処理量の実績により執行残を整理するものであります。

し尿処理費で 83 万 5,000 円の減額となります。し尿処理管理の伊達市し尿等処理事務委託負担金について、令和 2 年度分の精算に伴い、整理をするものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 35 万 2,000 円の減額となります。一般農政事業の緑肥作物振興事業補助金について、実績により執行残を整理するものであります。なお、堆肥センター運営事業の堆肥売払い代及び農業研修シェアハウス運営事業の使用料の合計 278 万 3,000 円について、実績により財源の整理をするものであります。

農地費で 81 万 9,000 円の減額となります。農地一般事業の修繕料で 49 万 9,000 円、手数料で 32 万円について、実績により執行残を整理するものであります。

34 ページになります。林業費、林業振興費で 330 万 1,000 円の減額となります。その内訳になりますが、有害鳥獣関係の害獣駆除委託料で 61 万 5,000 円、資源循環林・水土保持林整備事業の森林環境保全整備事業で 137 万 5,000 円、森林環境譲与税関係の通信運搬費で 2 万 6,000 円、森林 G I S 保守管理委託料で 5,000 円、森林意向調査委託料で 128 万円について、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

林道維持費で 123 万 9,000 円の減額となります。林道維持補修経費になりますが、手数料で 63 万 7,000 円、町有重機運転委託料で 28 万 6,000 円、砂利碎石で 31 万 6,000 円について、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

森林環境譲与税基金費で4万6,000円の追加となります。森林環境譲与税基金積立金になりますが、森林環境譲与税額の確定に伴い、整理をするものであります。

商工費、商工費、商工業振興費で201万5,000円の減額となります。その内訳になりますが、商工振興一般の新商品開発、販路開拓支援補助金で80万円、次に中小企業振興対策（中小企業振興資金）の壮瞥町起業化促進補助金で100万円、住宅等リフォーム支援事業補助金で21万5,000円について、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

観光費で55万2,000円の減額となります。特定非営利活動法人そうべつ観光協会事業の壮瞥町観光協会事業補助金について、実績により執行残を整理するものであります。なお、財源区分の変更になりますが、洞爺湖園地船揚げ施設管理使用料で32万円、そうべつ情報館：電気料で52万4,000円を追加する財源の整理をするものであります。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で1億112万3,000円の減額となります。道路新設改良費になりますが、橋梁長寿命化計画策定委託料で33万2,000円、町道調査設計等委託料で220万円、橋梁補修工事で832万7,000円、町道道路改良舗装工事で9,513万9,000円、2行先になりますが、土地購入費で200万円をそれぞれ減額するとともに、一旦前に戻りまして、橋梁撤去工事で671万円、橋梁産業廃棄物処理工事で16万5,000円をそれぞれ追加するものであります。いずれも社会資本整備総合交付金の配分額に応じて事業を執行した実績により整理をするものであります。

35ページになります。河川費、河川総務費で30万5,000円の減額となります。河川維持経費の修繕料について、実績により執行残を整理するものであります。

水道費、水道費で150万2,000円の減額となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴い、整理をするものであります。

下水道費、下水道費で293万4,000円の減額となります。集落排水事業特別会計繰出金になりますが、集落排水事業繰り出し分で253万4,000円、管理型浄化槽事業繰り出し分で40万円の減額となります。いずれも集落排水事業特別会計の補正に伴い、整理をするものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で212万円の減額となります。その内訳になりますが、事務局事業の会計年度任用職員報酬で97万円、学校給食運営事業の学校給食事業委託料で115万円について、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

高等学校費、高等学校総務費で295万円の減額となります。その内訳になりますが、高等学校運営事業の会計年度任用職員報酬で77万円、普通旅費で186万円、高等学校教育振興事業の通学費補助金で32万円について、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

また、地域農業科実習費では財源区分の変更になりますが、壮瞥高等学校で予定し

ていた各種販売実習の中止に伴い、高等学校生産物売払い代を 150 万円減額し、一般財源を同額で追加する財源の整理をするものであります。

社会教育費、交流センター費で 66 万 5,000 円の減額となります。その内訳になりますが、地域交流センター管理経費の会計年度任用職員報酬で 40 万円、生涯学習推進事業の講師謝礼で 26 万 5,000 円について、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

36 ページになります。保健体育費、保健体育総務費で 319 万 7,000 円の減額となります。その内訳になりますが、社会体育推進事業の主催事業報償金で 36 万 2,000 円、オロフレスキー場施設使用料で 70 万円、各種スポーツ大会参加補助金で 59 万 9,000 円、次のスポーツによる地域活性化推進事業の委員報酬で 10 万 7,000 円、費用弁償で 20 万円、普通旅費で 35 万円、手数料で 3 万 9,000 円、オロフレスキー場施設使用料で 14 万円、施設入場料で 20 万円について、いずれも実績により執行残を整理するものであります。また、体育施設整備運営事業の壮瞥中学校プール管理監視手数料で 50 万円の減額となりますが、プール開放事業の中止に伴い、整理をするものであります。

給与費、給与費、給与費で 38 万円の減額となります。職員共済組合特別納付金について実績により執行残を整理するものであります。また、特定財源として充当している保健・介護一体的実施推進事業補助金の確定に伴い、財源の整理を併せてするものであります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 35 万 3,000 円の減額となります。感染症防止緊急対策事業の消耗品費について実績により執行残を整理するものであります。

新型コロナウイルス感染症経済対策費で 466 万 7,000 円の減額となります。その内訳になりますが、商工業振興緊急対策事業の商工業振興緊急対策事業補助金で 276 万 1,000 円、次の地域経済活性化事業のプレミアム付商品券事業補助金で 52 万 9,000 円、ビジット昭和新山キャンペーン事業補助金で 100 万円、次の簡易水道事業特別会計繰出金で 47 万 7,000 円をそれぞれ減額するものであります。これらにつきましては、いずれも実績により執行残を整理するものであります。また、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の臨時特別給付金では、1 名分、10 万円の給付金を追加するものであります。

なお、次の新型コロナウイルス感染症教育対策費を含め、臨時交付金充当事業の実績見込みを踏まえた財源区分の変更を併せて行うものであります。

25 ページになります。歳入では、町税、町民税、個人で 585 万 5,000 円、法人で 109 万 7,000 円をそれぞれ追加するものでありますが、いずれも現年課税分について実績により整理をするものであります。

固定資産税、固定資産税で 348 万 7,000 円の減額となります。現年課税分及び滞納

繰越分について、いずれも実績により整理をするものであります。

軽自動車税、種別割で 36 万 5,000 円の追加となります。現年課税分について実績により整理をするものであります。

入湯税、入湯税で 562 万 8,000 円の追加となります。実績により整理をするものであります。

地方譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税で 107 万 5,000 円の減額となります。

また、自動車重量譲与税、自動車重量譲与税で 100 万 8,000 円の追加となります。さらに、森林環境譲与税、森林環境譲与税で 4 万 6,000 円の追加となります。

ただいま説明しました款、地方譲与税につきましては、いずれも実績により整理をするものであります。

26 ページになります。株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金で 61 万 2,000 円の追加となります。実績により整理をするものであります。

法人事業税交付金、法人事業税交付金、法人事業税交付金で 136 万 2,000 円の追加となります。実績により整理をするものであります。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金で 613 万 6,000 円の追加となります。実績により整理をするものであります。

環境性能割交付金、環境性能割交付金、環境性能割交付金で 112 万円の減額となります。実績により整理をするものであります。

地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で 64 万 3,000 円の減額となります。実績により整理をするものであります。

地方交付税、地方交付税、地方交付税で 1,212 万 4,000 円の追加となります。特別交付税の交付額が 2 億 1,212 万 4,000 円で確定したことによる整理であります。

交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金で 53 万 3,000 円の追加となります。実績により整理をするものであります。

27 ページになります。使用料及び手数料、使用料、農林水産使用料で 55 万 5,000 円の減額となります。農業研修シェアハウス使用料について実績により整理をするものであります。

商工使用料で 34 万 5,000 円の減額となります。その内訳になりますが、温泉水使用料で 66 万 5,000 円の減額、洞爺湖園地船揚げ施設管理使用料で 32 万円の追加となります。いずれも実績により整理をするものであります。

土木使用料で 146 万円の減額となります。住宅使用料現年分で 202 万 5,000 円の減額、住宅使用料滞納分で 56 万 5,000 円の追加となりますが、入退去や収入階層の変化、滞納者の納付等の実績により整理をするものであります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 140 万 8,000 円の追加となります。その内訳になりますが、介護給付・訓練等給付費負担金で 130 万円を減額するとともに、次の障害者自立支援給付費負担金過年度分では 328 万 7,000 円を追加し、また教育保育給付費負担金では 57 万 9,000 円を減額するものであります。いずれも実績により整理をするものであります。

国庫補助金、総務費補助金で 19 万 9,000 円の追加となります。個人番号カード交付事業費補助金について、実績により整理をするものであります。

民生費補助金で 73 万 4,000 円の減額となります。その内訳になりますが、子ども子育て支援交付金で 91 万 4,000 円の減額、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金で 10 万円の追加、子ども子育て支援事業費補助金で 8 万円を追加するものであります。いずれも実績により整理をするものであります。

衛生費補助金で 8 万 6,000 円の追加となります。健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金になりますが、各種健診情報を受診者本人がマイナポータルで閲覧、ダウンロードするためのシステム改修経費が補助対象となったため、計上するものであります。

土木費補助金で 5,320 万 6,000 円の減額となります。その内訳になりますが、社会资本整備総合交付金で 5,149 万 4,000 円の減額、道路局所管補助金で 171 万 2,000 円の減額となります。いずれも実績により整理をするものであります。

教育費補助金で 103 万 6,000 円の減額となります。地方スポーツ振興費補助金について実績により整理をするものであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 14 万 8,000 円の追加となります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫補助事業等の地方負担分を基礎として算定した交付限度額が確定したことによる整理であります。

28 ページになります。道支出金、道負担金、民生費負担金で 60 万 2,000 円の追加となります。その内訳になりますが、介護給付・訓練等給付費負担金で 65 万円の減額、次の障害者自立支援給付費負担金過年度分では 164 万 3,000 円の追加、次の教育保育給付費負担金では 39 万 1,000 円の減額となります。いずれも道の交付決定に基づき整理をするものであります。

道補助金、総務費補助金で 71 万 4,000 円の減額となります。自然公園等整備事業補助金について実績により整理をするものであります。

民生費補助金で 91 万 4,000 円の減額となります。子ども子育て支援交付金について実績により整理をするものであります。

農林水産業費補助金で 115 万 7,000 円の減額となります。その内訳になりますが、地域づくり総合交付金で 22 万 3,000 円、森林環境保全整備事業補助金で 93 万 4,000 円について、いずれも実績により整理をするものであります。

委託金、総務費委託金で 1,000 円の追加となります。保健福祉統計調査事務委託金

について実績により整理をするものであります。

財産収入、財産売払収入、物品売払収入で 142 万円の減額となります。高等学校生産物売払い代で 150 万円の減額、その他不用品売払い代で 8 万円を追加するとともに、次の生産物売払収入では堆肥売払い代について 222 万 8,000 円の減額をするものでありますが、いずれも実績により整理をするものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 1,079 万 2,000 円の追加となります。その内訳になりますが、ふるさと応援寄附金で 79 万 2,000 円の追加となります。実績により整理をするものであります。また、地域振興に対する指定寄附金で 1,000 万円の追加となります。本年 3 月に町道維持管理用の使途目的で寄附を受けたものであります。

29 ページになります。繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 98 万 5,000 円の減額となります。バス事業者に対してコロナ禍の影響を考慮した国の補助金が追加交付されたことに伴い、町補助金を整理するものであります。

また、地域振興基金繰入金で 16 万円の減額、次の森林環境譲与税基金繰入金で 131 万 1,000 円の減額となりますが、いずれも実績により、それぞれ整理をするものであります。

諸収入、雑入、雑入で 1,027 万 8,000 円の追加となります。その内訳になりますが、保健・介護一体的実施推進事業補助金で 937 万 1,000 円、次のそうべつ情報館 i 電気料で 52 万 4,000 円、さらにまちづくり・人づくり推進交付金で 38 万 3,000 円について、いずれも実績により整理をするものであります。

受託事業収入、衛生費受託事業収入で 90 万円の減額となります。特定健診等受託料になりますが、特定健診の実績により整理をするものであります。

町債、町債、総務債で 190 万円の減額となります。その内訳になりますが、コミュニティFM放送局事業で 20 万円、仲洞爺野営場公衆便所建替事業で 80 万円、街路灯運営事業で 30 万円、通学定期補助事業で 60 万円について、いずれも実績により整理をするものであります。

次に、民生債で 170 万円の減額となります。その内訳になりますが、町営温泉施設等利用料負担事業で 60 万円、子ども医療費助成事業で 80 万円、緊急通報システム管理委託事業で 30 万円について、いずれも実績により整理をするものであります。

次に、商工費で 30 万円の減額となります。住宅等リフォーム支援事業について実績により整理をするものであります。

次に、土木債で 4,790 万円の減額となります。町道滝之町中島 1 号線道路整備事業について、実績により整理をするものであります。

次に、教育債で 30 万円の減額となります。壮警高等学校通学費助成事業について、実績により整理をするものであります。

37 ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

17 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

21 ページになります。第 2 表、地方債補正では、変更でコミュニティ FM 放送局事業、限度額 320 万円を限度額 300 万円、仲洞爺野営場公衆便所建替事業、限度額 150 万円を限度額 70 万円、街路灯運営事業、限度額 280 万円を限度額 250 万円、通学定期補助事業、限度額 500 万円を限度額 440 万円、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 890 万円を限度額 830 万円、22 ページになります。子ども医療費助成事業、限度額 500 万円を限度額 420 万円、緊急通報システム管理委託事業、限度額 90 万円を限度額 60 万円、住宅等リフォーム支援事業、限度額 200 万円を限度額 170 万円、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 9,730 万円を限度額 4,940 万円、壮警高等学校通学費助成事業、限度額 220 万円を限度額 190 万円にそれぞれ変更するものであります。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は 14 時 10 分といたします。

休憩 午後 1 時 58 分

再開 午後 2 時 10 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、引き続き説明をさせていただきます。

41 ページになります。議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

42 ページになります。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 3 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について。

令和 3 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 9,514 万 6,000 円から歳入歳出それぞれ 5,160 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,354 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 4 年 3 月 31 日となります。

47 ページになります。事項別明細書、歳出から説明します。総務費、趣旨普及費、趣旨普及費で 5 万円の追加となります。無給付家庭報奨金になりますが、本件は国民

健康保険税を納期限内に完納し、医療費のかからなかった世帯に対し、納めた税額の10分の1の額を交付するもので、交付実績を見込んで整理をするものであります。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で4,400万円の減額となります。一般被保険者療養給付費の療養給付費保険者負担分について、実績を見込んで整理をするものであります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で1,190万円の減額となります。一般被保険者高額療養費の高額療養費保険者負担分について、実績を見込んで整理をするものであります。

国民健康保険事業費納付金、介護納付金分、介護納付金分で64万円の減額となります。事業費納付金（介護納付金分）になりますが、実績により整理をするものであります。

基金積立金、基金積立金、基金積立金で460万3,000円の追加となります。国民健康保険事業基金積立金について、歳入歳出予算の差額分を調整するものであります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、特定健康診査等負担金償還金で28万7,000円の追加となります。特定健康診査等負担金償還金になりますが、令和2年度の額が確定し、返還金が生じたため、計上するものであります。

46ページになります。歳入では、国民健康保険税、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で430万円の追加となります。医療給付費分現年課税分で315万6,000円、後期高齢者支援金分現年課税分で52万1,000円、介護納付金分現年課税分で62万3,000円をそれぞれ実績を見込んで整理をするものであります。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で5,590万円の減額となります。保険給付費等交付金（普通交付金）になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

43ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

48ページになります。議案第31号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

49ページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和3年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

令和3年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額5,263万3,000円に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,277万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 4 年 3 月 31 日となります。

53 ページになります。事項別明細書、歳出から説明します。納付金、後期高齢者医療納付金、後期高齢者医療納付金で 14 万 2,000 円の追加となります。後期高齢者医療納付金の保険料等負担金になりますが、新規保険加入者や転入者の所得状況により保険料収入が増加したため、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料等負担金を計上するものであります。

歳入では、保険料、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料で 14 万 2,000 円の追加となります。保険料の徴収実績により整理をするものであります。

50 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

54 ページを御覧ください。議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

55 ページになります。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）について。

令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 1,789 万 2,000 円から歳入歳出それぞれ 109 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,680 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 4 年 3 月 31 日となります。

59 ページを御覧ください。事項別明細書、歳出から説明します。総務費、総務管理費、維持費で 72 万 8,000 円の減額となります。その内訳になりますが、水道施設水質計器点検整備委託料で 3 万 3,000 円、配水池清掃委託料で 16 万 5,000 円、非常用予備発電機保安委託料で 7 万 9,000 円、水道施設除草作業委託料で 8 万 7,000 円、簡易水道水質検査委託料で 36 万 4,000 円をいずれも実績により執行残を整理するものであります。

公債費、公債費、利子で 36 万 2,000 円の減額となります。長期債利子償還金になりますが、実績により整理をするものであります。

歳入では、使用料及び手数料、使用料、使用料で 88 万 9,000 円の追加となります。

水道使用料現年分になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 197 万 9,000 円の減額となります。歳出予算の補正に伴い、整理をするものであります。

56 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

60 ページになります。議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

61 ページになります。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 1 億 8,885 万 5,000 円から歳入歳出それぞれ 293 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,592 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 4 年 3 月 31 日となります。

65 ページになります。事項別明細書、歳出から説明します。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費で 253 万 4,000 円の減額となります。集落排水施設管理費になりますが、消耗品費で 30 万 9,000 円、修繕料で 57 万 7,000 円、手数料で 49 万 6,000 円、処理施設保守管理委託料で 87 万 7,000 円、管路施設保守管理委託料で 27 万 5,000 円について、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

管理型浄化槽事業費、管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費で 40 万円の減額となります。管理型浄化槽維持管理委託料について、実績により執行残を整理するものであります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 293 万 4,000 円の減額となります。集落排水事業繰入金及び管理型浄化槽事業繰入金について、歳出予算の補正に伴い、整理をするものであります。

62 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

66 ページになります。議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条

第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

67 ページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）について。

令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額40億5,671万円の歳入歳出それぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,331万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和4年4月26日となります。

71 ページになります。事項別明細書、歳出から説明します。総務費、総務管理費、財産管理費で500万円の追加となります。財産管理事業一般経費になりますが、本年3月、旧蟠溪ふれあいセンターの屋根に降り積もっていた大量の雪が暖気で一気に滑り落ちた際に軒が折れるなどの被害が発生し、屋根の張り替え等が必要になったことから、修繕することとしたものであります。なお、本経費に係る共済金の適用につきましては、修繕工事の完了後の申請、審査となるため、本議案においては一般財源で計上していることを申し添えます。

衛生費、保健衛生費、温泉管理費で130万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、ゆーあいの家泉源ポンプが停止し、調査したところ、ポンプの取替えが必要となったため、取替え工事をするものとしてあります。なお、ポンプについては、緊急時に備えて保管してあったものを使用したところであります。

農林水産業費、農業費、農地費で30万円の追加となります。農地一般事業になりますが、南登山口の排水路について当初予算で土砂上げに必要な経費を計上しておりましたが、冬期間の積雪量が例年に比べ多かったことに加え、春先の暖気で融雪が急激に進んだことにより、当該排水路内に当初土砂上げを予定していた以上の土砂が流入、堆積していることが判明し、周辺耕作地に被害を及ぼすおそれがあるため、土砂上げ経費を追加計上するものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で660万円の追加となります。

68 ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

72 ページになります。議案第35号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

73 ページになります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる国民健康保険被保険者の傷病手当金の支給に関するものでありますが、このたび国から条例の適用を令和 4 年 9 月 30 日まで延長する旨通知がありましたので、附則第 2 項に規定する失効日、令和 4 年 6 月 30 日を令和 4 年 9 月 30 日に改めるものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしています。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

74 ページになります。議案第 36 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更する。

75 ページになります。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についてであります。本件は本町が構成団体となっている当該組合に上川中部福祉事務組合が新たに加えることから、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、規約別表第 1 を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

また、附則で、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

76 ページになります。議案第 37 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更する。

77 ページになります。北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約についてであります。本件は本町が構成団体となっている当該組合に上川中部福祉事務組合が新たに加えることから、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、規約別表第 1 及び第 2 を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

また、附則で、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

78 ページになります。議案第 38 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。

79 ページになります。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてであります。本件は本町が構成団体となっている当該組合に上川中部福祉事務組合が新たに加えることから、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、規約

別表（２）を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

また、附則で、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

80 ページになります。議案第 39 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）について。

令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 40 億 6,331 万円に歳入歳出それぞれ 5,537 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 1,868 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

88 ページになります。事項別明細書、歳出から説明します。総務費、総務管理費、防災諸費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充等に伴う整理となります。

財産管理費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当に伴う整理となります。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で 829 万 8,000 円の追加となります。戸籍住民基本台帳費になりますが、現在国は政府全体で令和 4 年末までにほぼ全国民にマイナンバーカードを行き渡らせることを目指して、その普及を推進しており、自治体における普及促進に向けた取組を支援しておりますので、町ではこうした支援を活用しながらマイナンバーカードの普及を重点的に進めるため、地域に出向いての申請や夜間の申請の受付、特典の付与など普及推進に必要な経費を計上するものであります。その内訳になりますが、出張申請等に従事する会計年度任用職員報酬で 66 万円、夜間申請に対応する職員の時間外勤務手当で 67 万 5,000 円、マイナンバーカードの新規申請者や既取得者に対して支給する 2,000 円分の商品券に係るマイナンバーカード取得保有奨励金で 500 万円、費用弁償で 9 万円、消防品費で 30 万円、カード郵送に係る通信運搬費で 137 万 3,000 円、商品券印刷、換金事務手数料で 20 万円を計上するものであります。

企画費、企画費で 260 万円の追加となります。定住促進・まちづくり推進事業の持家住宅取得奨励交付金で 230 万円の追加となりますが、本件につきましては現時点で新築 3 件、中古 1 件の合計 4 件、330 万円の支出を予定しているとともに、さらに今後新規で 3 件の施工が予定されており、既決の予算に不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。また、空き家改修・整理補助金で 30 万円の追加となりますが、本件につきましては既定の予算で 1 件分、30 万円を計上しておりましたが、既に 1 件の利用があったため、今後の利用申請の可能性も考慮し、1 件分を計上する

ものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費では財源区分の変更になりますが、ふるさと応援寄附金の充当整理に伴い、昭和新山国際雪合戦事業に充当していた地方債（過疎ソフト）を 150 万円減額し、その全額を町営温泉施設等利用料負担金に充当するとともに、地方債（過疎ソフト）の発行限度額が 30 万円増額となったため、同事業に充当するものであります。

児童福祉費、児童措置費では財源区分の変更になりますが、ふるさと応援寄附金の充当に伴う整理となります。

89 ページになります。衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 116 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費の修繕料で 100 万円の追加になりますが、本年度当初から蟠溪温泉や弁景温泉においてポンプ設備や配管設備の故障が相次いで発生したことから、既決の予算では不足が生じ、今後の温泉設備の適正な管理に支障が生じるおそれがあるため、必要な経費を計上するものであります。また、工事費で 16 万円の追加となりますが、蟠溪地区に新たに日帰り入浴施設の開業を予定している事業者から温泉水使用申請があったため、使用量を計量するメーターの設置工事に必要な経費を計上するものであります。なお、財源区分の変更になりますが、弁景温泉供給施設高効率化改修実施設計委託料について、雑入で 93 万 3,000 円を減額するとともに地方債で 90 万円、一般財源で 3 万 3,000 円を追加する財源の整理を行うものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 78 万円の追加となります。新規就農支援対策事業になりますが、本年 5 月から研修を開始した新規後継者に対する就農研修貸付金を計上するものであります。また、ふるさと応援寄附金の充当に伴い、財源区分を整理するものであります。

農地費で 40 万円の追加となります。農地一般事業の手数料になりますが、南登山口排水路について水路の確認や維持管理に支障となる雑草の除草作業に必要な経費を計上するものであります。

林業費、林業振興費で 6 万 8,000 円の追加となります。林務一般の北海道森林・山村多面的機能発揮対策市町村負担金になりますが、本件につきましては町内の活動組織が国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用して 3.4 ヘクタールの民有林の整備を行うものであります。また、本交付金事業は、過疎化、高齢化が進行する中で適切な森林整備や計画的な森林資源の利用に資するため、地域住民等による森林の手入れ等の共同活動への支援を行う国費事業で、国や道、市町村からの交付金等は北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会を通じて活動組織に交付される仕組みとなっているため、同協議会に対して負担金を措置するものであります。

林道維持費で 219 万 1,000 円の追加となります。林道維持補修経費になりますが、林道駒別線の路面が昨年度の大雪及びその融雪により激しく損傷していることが判

明したため、補足路盤材の転圧作業に係る修繕料で 100 万円、不陸整正作業に係る町有重機運転委託料で 74 万円、砂利碎石の購入で 45 万 1,000 円をそれぞれ計上するものであります。

商工費、商工費、観光費で 70 万円の追加となります。観光施設維持管理事業のオロフレスキー場トイレ改修工事になりますが、当該スキー場では豊かな自然に触れ合える地域の立地条件を情報発信しながら、キャンプ場やアウトドアスポーツの拠点として夏季の利用促進を進めているところであります。こうした取組の結果、近年はキャンプ場の利用が増加しておりますが、トイレの利用については屋外トイレの利用を休止していることから、弁景地域間交流拠点施設内のトイレを昼夜にわたって利用している状況で、特に夜間については施設の防犯管理上支障があるため、夏季について屋外トレイの利用を再開することとし、再開に当たって利便性と衛生管理の向上を図るため、温水洗浄便座を設置することとして、必要な経費を計上するものであります。また、ふるさと応援寄附金の充実に伴う財源区分の変更でふるさと応援寄附金 650 万円のうち、観光施設維持管理事業に 500 万円を充当し、昭和新山国際雪合戦事業に 150 万円を充当し、地方債（過疎ソフト）を 150 万円減額する整理をするものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 1,000 万円の追加となります。道路橋梁維持経費になりますが、本年 3 月に寄附をいただき、地域振興基金に積み立てていた財源を活用するもので、寄附金の指定要件に沿って、昨年度の大雪で顕著になった道路施設の改善を図るとともに、今後の除排雪経費の軽減に向けた整備を行うものであります。その内訳になりますが、デリネーターの修繕料で 400 万円、支障木の枝払い手数料で 200 万円、滝之町地区での雪捨て場や維持資材置場を確保するための町有地環境整備工事で 400 万円を計上するものであります。

90 ページになります。消防費、消防費、消防費で 20 万円の追加となります。西胆振行政事務組合消防負担金になりますが、壮警消防団の新規加入団員の増加に伴い、制服等の購入費が不足する見込みとなったことから、購入に必要な経費を計上するものであります。

教育費、小学校費、学校管理費で 171 万円の追加となります。小学校運営事業の壮警小学校地下タンクライニング工事になりますが、危険物を貯蔵する地下貯蔵タンクで設置から 40 年を経過した施設については法令により危険物の流出事故防止対策を講じなければならないとされており、当該小学校体育館の地下貯蔵タンクについては設置から 41 年を経過している状況で、消防から対策を講じるよう指導があったことから、不測の事態を招かないよう、危険物の流出防止対策に必要な経費を計上するものであります。

高等学校費、高等学校総務費及び地域農業科実習費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充実に伴う整理となります。

保健体育費、保健体育総務費で 321 万円の追加となります。スポーツによる地域活

性化推進事業になりますが、本年度の事業計画を協議する中で積極的な事業展開を計画し、国に要望していたところ、このたび要望に沿った内定がありましたので、必要な予算を計上するものであります。また、その内容になりますが、既定の予算について運営委員の会議や視察、体験会、講演会の回数等を精査するなど、事業経費の組替えを行うこととして、委員報酬で 12 万 4,000 円、会計年度任用職員報酬で 89 万 1,000 円、講師謝礼で 16 万 7,000 円、費用弁償で 11 万 4,000 円、普通旅費で 15 万 2,000 円、消耗品費で 5 万 9,000 円をそれぞれ増額するとともに、印刷製本費で 7 万 2,000 円、通信運搬費で 6,000 円、広告料で 3 万円、保険料で 1 万 2,000 円を減額するものであります。さらに、アウトドア推進支援事業委託料で 160 万円の増額、高速道路使用料で 5,000 円の増額、オロフレスキー場施設使用料で 12 万 1,000 円の減額、機器等使用料で 50 万円の減額、施設入場料で 11 万 3,000 円の増額、駐車料で 3,000 円の減額、自動車借り上げ料で 18 万 7,000 円の増額、用具借り上げ料で 54 万 2,000 円を増額するものであります。

91 ページになります。諸支出金、諸費、国、道支出金返納金で 213 万 5,000 円の追加となります。国、道支出金返納金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金で 113 万 6,000 円の追加となりますが、接種人数により返納金が生じたため、計上するものであります。また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返納金で 99 万 9,000 円の追加となりますが、接種台帳管理等のための健康管理システム改修費等に返納金が生じたため、計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 1,833 万 1,000 円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業になりますが、4 回目の追加接種の体制整備に必要な経費を計上するものであります。その内訳になりますが、事務を行う 3 名分の会計年度任用職員報酬で 374 万 6,000 円、職員の時間外勤務手当で 135 万円、会計年度任用職員期末手当で 32 万 6,000 円、会計年度任用職員の社会保険料で 69 万円、集団接種問診従事者報償金で 43 万円、会計年度任用職員の費用弁償で 10 万 5,000 円、ワクチン接種に係る消耗品費で 100 万円、封筒印刷に係る印刷製本費で 9 万 4,000 円、接種券の郵送に係る通信運搬費で 14 万 1,000 円、審査支払手数料で 15 万円、接種体制維持確保事業委託料で 420 万円、被接種者送迎委託料で 162 万 5,000 円、接種券一体型予診票等印刷封入委託料で 49 万 5,000 円、法定健康診断委託料で 1 万 9,000 円、啓発資料等の印刷に必要なレーザープリンターや書類保管用書棚の購入に係る庁用器具費で 45 万円、4 回目接種に係る健康管理システムの改修費として西いぶり広域連合負担金（電算）9 万 4,000 円を計上するものであります。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業になりますが、ワクチン接種委託料について 341 万 6,000 円を計上するものであります。新型コロナウイルス感染症経済対策費で 358 万 8,000 円の追加となります。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外）になりま

すが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で食費等の物価高騰等により経済的、心身的に特に大きな困難を抱えている子育て世帯を見舞う観点から、住民税非課税の子育て世帯の児童について児童1人当たり一律5万円の特別給付金を支給するものであります。その内訳になりますが、事務の推進に必要な消耗品費で1万円、通信運搬費で7,000円、金融機関への振込手数料等で1万8,000円、行政情報システム改修に係る西いぶり広域連合負担費（電算）で5万3,000円、子育て世帯生活支援特別給付金70名分で350万円を計上するものであります。

86ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫負担金、衛生費負担金で341万6,000円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に充当するものであります。

国庫補助金、総務費補助金で504万6,000円の追加となります。個人番号カード交付事務費補助金になりますが、戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカードの普及促進の取組に充当するものであります。

民生費補助金で358万8,000円の追加となります。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外）事業費交付金で350万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外）事務費交付金で8万8,000円となりますが、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外）に充当するものであります。

衛生費補助金で1,491万5,000円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に充当するものであります。

教育費補助金で321万円の追加となります。地方スポーツ振興費補助金になりますが、スポーツによる地域活性化推進事業に充当するものであります。

87ページになります。繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で310万円の減額となります。中学生フィンランド派遣事業になりますが、ふるさと応援寄附金の充当による整理となります。

地域振興基金繰入金で1,000万円の追加となります。土木費の道路橋梁維持費に充当するものであります。

森林環境譲与税基金繰入金で130万円の追加となります。農林水産業費の林道維持補修経費に充当するものであります。

財政調整基金繰入金で3,186万6,000円の減額となります。一般財源の調整となります。

ふるさと応援基金繰入金で4,708万3,000円の追加となります。寄附者が指定した各種事業に充当するものでありますが、その内訳は防災諸費一般経費に160万円、公共施設管理事業に330万円、保育及び子育て環境整備事業に1,748万3,000円、堆肥センター運営事業に950万円、観光施設維持管理事業に500万円、昭和新山国際雪合戦事業に150万円、高等学校運営事業に360万円、地域農業科実習運営事業に200万

円、中学生フィンランド国派遣事業に 310 万円となります。

学校教育施設整備基金繰入金で 150 万円の追加となります。壮瞥小学校地下タンクライニング工事に充当するものであります。

諸収入、雑入、雑入で 92 万 1,000 円の減額となります。その内訳になりますが、雇用保険被保険者負担分で 1 万 2,000 円の追加となります。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金で 93 万 3,000 円の減額となりますが、令和 3 年度に実施した壮瞥町弁景温泉供給設備高効率化改修計画策定業務で精査した総事業費により、補助金額を整理するものであります。

町債、町債、民生債で 180 万円の追加となります。町営温泉施設等利用料負担事業に充当するものであります。

衛生債で 90 万円の追加となります。弁景温泉供給施設高効率化改修事業に充当するものであります。

商工債で 150 万円の減額となります。昭和新山国際雪合戦事業へのふるさと応援寄附金の充当に伴う整理であります。

92 ページからの給与費明細につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思ます。

81 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

83 ページを御覧ください。第 2 表、地方債補正では、変更で町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 160 万円を限度額 340 万円に、弁景温泉供給施設高効率化改修事業、限度額 270 万円を限度額 360 万円に、昭和新山国際雪合戦事業、限度額 720 万円を限度額 570 万円にそれぞれ変更するものであります。

96 ページを御覧ください。報告第 1 号 令和 3 年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

総務費、企画費、行政情報システム運用管理事業、翌年度繰越額 17 万 9,000 円、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、感染症防止緊急対策事業、翌年度繰越額 360 万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 637 万 6,000 円、予防接種事故発生調査事業 73 万 9,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種事業 523 万 8,000 円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 1,888 万 8,000 円、以上 6 件について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、それぞれ繰越額の範囲内で令和 4 年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

97 ページを御覧ください。報告第 2 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

施設費、施設費、道道洞爺湖登別線水道施設移設事業、翌年度繰越額 1,166 万円、以上 1 件について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、繰越額の範囲内で令和 4 年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

以上が今定例会に提出します議案の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

6 月 10 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 57 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和4年壮瞥町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和4年6月10日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第35号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための
壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例
に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第11 議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更
について
- 日程第12 議案第37号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第13 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につい
て
- 日程第14 議案第39号 令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第3号）に
ついて
- 日程第15 報告第 1号 令和3年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書
の報告について
- 日程第16 報告第 2号 令和3年度壮瞥町簡易水道事業特別会計繰越明許
費繰越計算書の報告について
- 日程第17 意見案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向け
た施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第18 議員の派遣について
- 日程第19 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忞君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也君
---------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
２番 松本 勉君 ３番 佐藤 恣君
を指名いたします。

◎議案第２７号

○議長（長内伸一君） 日程第２、議案第２７号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

２番、松本勉君。

○２番（松本 勉君） 大雪に伴う除雪の専決事項の議案でありますけれども、クールビズの６月、初夏にこの話題もいかなものかという気もしながら、記憶を遡りながらいるのですが、今年は、今シーズンと言えばいいのでしょうか、大雪だったということは皆さん承知で、１月に随分降ったということが議会でも説明ありまして、令和２年度、それから例年と比べてどれだけ違うのだという説明を数字でいただいたと思うのですけれども、１月の大雪、２月も含めて予算を上回るということの予測の下、それも専決事項であったと思うのですけれども、補正予算が組まれた。除雪作業については当初予算に２,９００万の補正されたのです。

これが２月の２４日の全員協議会で説明があって、３月１０日、議会で議決されたという経緯なのですけれども、１月も大雪でしたけれども、２月の今回の議案の提案にもございますけれども、２月中旬からの大雪、日誌振り返ると２月の２１、２２、とてつもない大雪が降って、うちの事業所もデイサービスを休業するとか、そんなことがあったものですから記憶にあるのでありますけれども、あるいは家から出てこれないとか、除雪作業が町内が全然一日で終わらなかったということだったのですけれども、２１日、２２日の大雪のことは記憶にあって、２月２４日の全員協議会で説明受けたものだから、それを踏まえて３月までの大雪を予想して補正予算計上されたのだなという

理解があったわけです。今回 3 月 24 日付の専決事項になるのですけれども、それ以降に重なった分、さらに補正予算したということなのでしょうけれども、どうも時間的にじっくりこないところはあるのですが、それはそれとして、もう一度背景にある大雪の状況と、それから稼働時間等、除雪のその辺のところを数字として教えていただければありがたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、除雪の専決についてのご答弁をいたします。

提案理由の中でも 2 月中旬以降の雪ということで今回補正を専決させていただいたところでございますけれども、その降雪の状況でございますが、2 月 15 日には 21 センチ程度の雪が降っておりまして、翌 16 日にも 8 センチというものが降っております。基本的には 2 月中旬以降、降雪量の少ない日も含めましてほぼ降り続いているような状況が続きまして、特に 20、21、22 ぐらいが 20 日には 18 センチ、21 日には 35 センチ、22 日には若干少ないですけれども、10 センチ程度降っているということでございまして、24 日にも 15 センチということで、日によって一気にどんと降ったり、それがずっと少なくとも降り続いたりというのが 3 月の上旬ぐらまで続きまして、3 月に入ってからでもコンスタントに 10 センチぐらいの降雪がございまして、3 月 3 日には 10 センチ、4 日にも 10 センチ、5 日にまとまった雪が降りまして、21 センチ程度の雪が降っているという状況でございます。6 日についても 10 センチ程度降っているということでございます。

今回除雪機械の出動時間が増えたというのは、降雪もありますけれども、今までも議会の中でご説明してきましたけれども、気温が氷点下の日がずっと続いておりまして、2 月になっても平均気温でもマイナスの七、八度程度が続いて、最低気温では 16 度であったり 20 度であったりというような日も多々ありました。そういう中で除雪した雪が路肩に残っているものが通常であればある程度夜間降った雪は日中どんどん、どんどん減って行って、そしてまた雪降ると減っていた路肩のほうに雪が寄せられるという状況が平年はあるのですけれども、今年はなかなか路肩の雪も減らないという状況だったので、雪の持っていく場がないということもございまして、排雪の作業も増えていったというところでございます。

稼働時間でございますけれども、2 月、3 月の稼働時間で令和 2 年度との比較ですけれども、令和 2 年度も比較的平年よりは多いと言われていた年なのですけれども、2 月の除雪機械の稼働時間というのが令和 2 年度は、ドーザーですとか除雪の専用機のトラック等も含めての時間でございますけれども、2 月では 931 時間、令和 3 年度の時間が 1,091 時間でございます。3 月につきましては、令和 2 年度、563 時間、令和 3 年度は 857 時間ということになっておりまして、3 月多いのは 2 月中、3 月上旬に降った雪を排雪する作業というのが増えまして、特に滝之町地区、市街地などにある狭い道路の中の排雪であったり、押し込み作業であったりというものもかさみまし

て時間が増えているものというふうに評価しております。全体的には、令和２年度と比較しますと１２月からですと４６３時間の除雪機械の稼働時間が増えているという状況でございますということで、２月中旬以降、今年度の除雪の状況ということでご答弁申し上げます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時１０分

再開 午前１０時１１分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、説明が足りない部分がありましたので、補足させていただきます。

先ほど松本議員からおっしゃられました補正のタイミング、時系列的なお話でございますけれども、今回の補正に至った際には、その前に２月１０日付で専決処分をさせていただいているというのがまず発端でございまして、そのときにも２月１０日までの降雪量を考慮して２月分、３月分を見込んで補正したのですけれども、２月１０日以降ということで、先ほど言ったように２月１５日以降から大雪が降ったということで、それは２月１０日に予測していた降雪量、除雪機械の出動時間とは離れた結果となったということで、今回専決処分させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ２番、松本勉君。

○２番（松本 勉君） 承知しておりますし、先ほど私もそれは言ったと思うのですけれども、２月１０日の専決処分、別にこれにこだわりません。２月１０日の専決処分を２月２４日の全員協議会で説明いただいて、３月１０日の本会議で議決をした。こういう経緯です。いいですね。だから、２月２４日に説明を受けたときには２月２１、２２の大雪を目にしているのです。だから、それで２月、３月を見越した補正をつけたと言うから、クリアしたのかなという思いに至った。こういうことです。３月２４日付の専決事項を今６月で聞いているわけですがけれども、記憶も曖昧といえば曖昧ですがけれども、専決処分の日付を見たらそうだったので、３月２４日付で今回です。だから、思い違いがあったのかなという確認だったのです。

細かい稼働時間等は、それは当然生活に密着して必要なことだから問題ないとは思っていますけれども、どうも聞くタイミングが、専決事項でやられることは当然必要なことだと思うのですけれども、その確認なり連絡とか説明とか、もう少しタイミングなかったのかなと今回感じたのが実際正直なところで、全員集める協議会がなければ、例えば総務常任委員会に説明を求めるとか、コロナ禍ではありましたが、

そんなことが取れたらよかったのではないかということを感じて今質問していると、
こういうことなのですから。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時１３分

再開 午前１０時１５分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） 答弁いたします。

松本議員おっしゃられておおり、２月１０日に１月までの除雪経費について不足することが見込まれてきていたということで、２月１０日頃の状況から、今後２月中旬以降、３月も含めた見込みでまず専決、補正させていただく金額というものを確定したところでございまして、２月の２４日にはその額をもって協議会のほうで説明させていただいて、３月１０日に承認をいただいたという流れになりますけれども、議員おっしゃられるとおり、２月１０日から２４日までの間に大雪が降っているというところで、そのときも２月１０日には専決して見込んでやったのですけれども、説明の中でもしかすると足りなくなるおそれがあるというような説明もしたかとは思いますが、その中でも、あくまでも２４日に説明したときには２月の１０日までの実績から予測したものということでございますので、その辺で説明の仕方が悪かったところもあるかもしれませんが、結果的に大雪のため稼働時間が増えて、今回の専決に至ったということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第２７号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２７号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第２８号

○議長（長内伸一君） 日程第３、議案第２８号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 29 号

○議長（長内伸一君） 日程第 4、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について受けます。一般 6 ページ。2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 2 点ありまして、1 つは一般管理費の職員研修事業の特別旅費 42 万の減額で、当初予算が 79 万 6,000 円でありますから 37 万 6,000 円に減額されておりますが、コロナ禍にあって開催できなかった研修会、参加できなかったという説明があったと思うのですけれども、確認ですが、今リモート研修とリモート会議が随分行われておりまして、私どもの仕事上の会議とか、研修はあまりないのですけれども、そういったものもリモートで随分進んでいるのですけれども、こういった職員を対象とした研修、資質向上を目的としたような研修も、実態として確認したかったのですけれども、リモート開催ですとか、そのような出席をされているのかどうかということが 1 つであります。

それと、もう一つは、財産管理費の仲洞爺の野営場便所建て替え設計委託料でありますけれども、これは 142 万 7,000 円の減額となっています。当初予算が 300 万ですから、およそ半額程度になっています。建設そのものは令和 4 年度で、3 年度に 2,900 万だったのだけれども、3,600 万でしたか、増額して、今年度建つ予定でありますけれども、その際冬期間のトイレの暖房が必要かどうかという議論をさせてもらいましたけれども、それは置いておきまして、設計そのものは 3 年度でやったという理解でいいと思うのですけれども、半額で済んだと、この辺の根拠はちょっとぴんときななかったのですけれども、説明いただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の職員研修の関係でございますが、確かにリモート化が大分進んで、特に会議なんかはむしろリモートのほうが多いのではないかとはいえ、普及して

きたかなというふうに思うのですが、ある程度何日間かをかけてやるような職員を派遣しているような研修については、あることはありますが、まだ多くはないかなというふうには思います。今回の令和３年度につきましては、実質的に研修会のようなものに参加できたのはほぼ１回というか、３人程度でして、ほとんどは道のほうに職員を相互派遣でやっているのですが、それを研修という扱いにして、派遣旅費等を払えない関係があって、その分を研修費という名目を出している分が実績の大半でございまして、現実的には令和３年度はほぼ研修会のほうには特に有償の研修会については参加できなかったというのが現状でございますが、令和４年度以降は、コロナの状況にもよりますけれども、積極的に派遣をしていきたいというふうに考えます。

それから、２点目の野営場の設計に関してですが、確かに３００万の予算を見て、税込み実績で１６０万弱ということで、ほぼ半額です。ただ、これ入札で当然やっているのですけれども、３者入札をした中で落札された業者さんだけが格段に安いのです。その他の業者さんに関しては、予定価格は下回っていますが、かなり高額というか、予算の範囲内なのだけれども、高い。ですから、予算の積算自体がおかしかったとか、そういうふうにはこちらでは考えておりませんで、ただそれをどうしてそういう安い価格で落札できたかということまでの原因分析までは、事業者さん側の考えだと思いますし、企業努力もあってのことだと思いますから、そこは分析まではしておりませんが、結果的には競争の中で落札された事業者さんが努力をされたと、そういう結果なのだというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君）　２番、松本勉君。

○２番（松本　勉君）　ほぼ了解したのですけれども、設計は図面そのものは３月議会で図面頂いていなかった。要するに新しく４年度で建つトイレについては、便器の数も多かったり、冬期間の暖房設備と言えいいのですか、そういったことも関知していると、設置するということで聞きましたけれども、面積やそういった備品等が増えたということで、設計料というのは面積だとか建物の付加価値含めた総体建設費の何％みたいなことで算出されるわけではないのですか。設計変更みたいなところがあって、建物が大きくなったり質が、グレードが上がった上で設計料は半分で済んだのかなという、そういう認識は違うのですか。その辺の確認だったのです。

○議長（長内伸一君）　答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君）　それでは、ご答弁申し上げます。

建築物の建築の設計業務を委託する際には、北海道の委託業務の積算基準というのがございまして、その考え方としましては、基本的にはどんなものを建てるのだということで何個か分類がございまして、それと施設自体の規模、延べ床面積、用途と延べ床面積によって必要な技術者の人工数を割り出して設計するものということになっています。最初言った用途の中にも単純なものですとか複雑なものとかというも

のでまたランクづけはされておりますけれども、どういうものがつくからとかという細かな基準というのはなくて、どんなもので、単純なものか複雑なものか、規模はどれくらいかというところを基準に導くものなので、あとはその面積というのもある程度の幅といいますか、ちょっとぐらい予定していた面積よりも大きくなったからといって設計変更するというものではなくて、おおよそその程度ということであれば前後の最低限 10%程度ぐらいは設計業務の中でのみ込んでいただいているというか、そういうのが現状でございますので、今回のような内容で設計内容が実施設計進めていく中で少し変わったというものに対して設計変更するまでの内容ではなかったというものでございます。

○議長（長内伸一君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 7 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 8 ページ。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 民生費の中段にあります障害者自立支援費についてお尋ねしたいと思います。

当初予算では 1 億 7,099 万 7,000 円でスタートして、途中でこの支援費が 1 億 8,399 万 7,000 円に増額して、今回介護給付・訓練等給付扶助費が 330 万の減額になっております。これは、昨日の予算提案説明では利用日数や利用人数の実績という提案説明でした。そこで、具体的に利用日数、また利用人数がどのように減少したのか、具体的な数字でないと私は理解できないのです。今回の提案全て実績による、実績によるということではございましたけれども、この際具体的に利用日数だとか利用人数が予定したのはこれだけ予定したけれども、実際はこうなったのですというような数的な形で説明を求めたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

介護給付・訓練等給付の減額の理由として利用日数ですとか利用人数の減ということとを具体的にということだったのですけれども、大きく減っているのは介護給付の中でも就労支援という部分が大きく減ってしまして、実は受給している人数自体は変わってはいないのですけれども、その中で 1 月、2 月で利用されている方が体調を崩して休んだりですとか、そういったことで減っております、何日か何日にというのは具体的には押さえていなかったのですけれども、1 か月大体就労支援って 22 日あるのですけれども、2 か月休んでおりまして、大体 40 日、もともと想定していた日数より 40 日ぐらい利用日数が少なく、それで減額の要因になっているというものでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今の説明では私理解できない面あるのですけれども、時間は分かりました、今説明聞いて。けれども、何名がこの対象になったか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

主に減っているものとしまして、人数も若干減っていますし、利用日数も減っているのですけれども、障害者の給付費でもって人数は2人減ってしまして、これは児童デイサービス事業なののですけれども、人数が2人減ってしまして、減っている金額が2人だけでも88万4,000円減っております。また、先ほど言いました就労支援のほうでは、就労支援の事業で先ほど申しましたとおり日数が大体40日ぐらい減っているのですけれども、それで120万程度減っております。また、そのほかに施設の入所支援ということで、ここも金額で23万円程度ということで、そのほかグループホームとかでも30万円減ってしまして、そういう全部減っているのを合わせますと大体300万ぐらいになるということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 冒頭の答弁で介護給付ということで説明があったかもしれませんが、確認なののですけれども、今詳細な説明があったので、理解しろといったらするのですけれども、介護給付と訓練給付は違いますよね。就労支援は訓練給付に入ると思うのですけれども、先ほど後で出てきた施設入所とかグループホーム利用、あるいはヘルパーの利用とか、それが介護給付に当たるのではないかとあって、その辺介護給付と訓練給付どのぐらいの幅で減ったのかという質問しようと思っていたのですけれども、中身分かりましたので結構なののですけれども、別に言葉尻取るわけではないのですけれども、そういう理解でいいのですよねということです。もっと言ったら、介護給付と訓練給付の大別どうなっていますかということでもいいのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、介護給付と訓練給付というふうになっておりまして、今おっし

やったとおり、就労継続支援ですとか就労支援というのは訓練給付となっておりますし、介護給付につきましては施設入所ですとか居宅介護ですとか生活介護、短期入所、そういったものが介護給付というふうになっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 9 ページ。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 農業振興費、一般農政事業で質問いたしますが、緑肥作物の振興補助金 35 万 2,000 円の減額となっておりますし、当初は 70 万だと思えますけれども、およそ半額。そういった需要が少なかったのかという理解もありますけれども、改めて確認なのですけれども、平成 4 年度、廃プラと堆肥の使用支援ということで、この緑肥も含めて持続的農業経営推進補助金という名目で進めている。それも、3 つの種類を併せたというよりも、融合させるというのですか、予算的にも関連してやるという説明を受けていて、なるほどと思うのですけれども、そしてその際に一応目安として廃プラ 45、緑肥が 40、堆肥が 100 ぐらいの目安の予算内容であったかと思うのですが、その時点で 35 という令和 3 年度の実績はおよそ見ていたのだろうなというふうに理解するのですけれども、確認ですけれども、緑肥を使った土壌改良というのですか、土壌の品質向上というのでしょうか、そういったニーズというのはやっぱり減ってきているという理解でいいのでしょうか。

それと、それは堆肥使用、堆肥の施用が何かに置き換えて利用拡大していつているというような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

まず、令和 3 年度の緑肥作物振興事業補助金の事業に関しましては、実績として事業費ベースで 69 万 4,000 円のうち補助金として 34 万 7,000 円ということで、当初の予算 70 万を下回った分、補助金の差額分を減額補正しておりますけれども、この内訳につきましては農業者さんが 24 件で、予算が 43 ヘクタールで予定していたところを 21 ヘクタール余りのところでの補助ということになりまして、この金額の減額となりましたが、数字的にはここ数年実績は横ばいといいますか、大体 20 件から 30 件の間ぐらいで、面積も大体同じぐらいで推移しておりまして、横ばいできているのかなというところです。

それと、もう一つの緑肥を堆肥に置き換えることはできるのかというご質問、緑肥と堆肥ということなのですけれども、どちらも化学肥料使わない形でクリーン農業にはつながっていくかと思うのですが、根本的に緑肥と堆肥では土づくりの根本的な部分が考え方が違うというふうに認識しております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 保健衛生費の予防費、予防接種委託料について伺います。

予算書を見ますと、当初予算でこの委託料は603万円を計上しておりました。今回100万円の減額補正ですけれども、これもやはり昨日の提案説明では実績によるというお話でした。予防接種にもいろいろありますけれども、予算計上時の予防接種の予定人数が落ち込んだ実績だと思いますけれども、それを数的にお話をいただきたい。また、落ち込んだ要因といいますか、それは何か、それについて承知していれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

各種予防接種の関係で減った人数とその要因ということなのですが、まず予防接種もいろいろあるのですけれども、大きいところではインフルエンザ、高齢者も含めてインフルエンザなのですけれども、当初600人を予定をしていたのですけれども、実際は569人ということで31人減っておりまして、金額では大体31万2,000円程度の減と、あと風疹の抗体検査というのもありまして、それは当初70人を予定していたのですけれども、実際は28人ということです。42名減少している。金額にして28万7,000円。あと、ロタウイルスの予防接種、これも当初は30名予定していたのですけれども、これは実際4人だったと、26人の減、金額にして33万8,000円、あとヒトパピローマの予防接種、これがもともと6人だったのですけれども、これは実績はいなかったということで、これも10万円、その他いろいろあるのですけれども、その他として大体30万円程度減少ということでありまして。実際は100万から130万程度減ったということで、今回100万円減額補正させていただいております。予防接種全体において、理由は細かく分析はしていなかったのですけれども、コロナの影響もありますし、あとは被接種者が減少したのですけれども、それに伴ってということでありまして。細かい分析はしていなかったのですけれども、そういうことで減少した関係で金額も減っているということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般10ページ。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私は、林業振興費の有害鳥獣関係につきまして今回61万5,000円減額になっていきますけれども、この金額につきましていつもでしたら有害鳥獣というのはだんだん増えていく傾向にあるのかなと個人的には思っていました。その中で、個人的な見解で申し訳ないのですけれども、コロナ禍の影響もあるのかなという、要

するに鳥獣を始末するというか、駆除するという部分で影響があったのかなと思うのですけれども、それはさておいて、原因と内容と実績含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

有害鳥獣、害獣駆除委託料の減額の理由につきましては、この業務は委託業務でして、主にアライグマの駆除を目的として発注してございまして、予算上は210頭で計算しておりました。また、単価も8,100円に消費税をかけた形で予算を組んで187万2,000円という金額で予定をしておりましたところ、実績が168頭で、あと委託業者さんの入札で決定しますけれども、単価が設計額よりも大分安かったという部分もございまして、それで頭数が思ったよりも少なかったのと単価も安く契約できていたという部分でこれだけの金額が執行残というか、余ったような形になります。ちなみに、令和2年度は208頭捕獲しておりました、これをベースに令和3年度の予算を、このときはまだ208という数字は出ていなかったのですが、策定させていただきましたので、これは過大な数字ではなかったとは考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 了解しました。

そこで、1つ、今説明の中でちょっと確認したかったのは、業者さんの1頭単価ありますね、単価的なもの。今8,100円にかける税ということで予算計上して、プラス頭数というのですか、予算計上されていたというふうに認識していますけれども、その中で単価がすごく業者さんが安かったという部分の説明があったかと思うのです。その単価というものは知り得ることは可能なのでしょうか、何か影響ありますか。なければ、その単価的なものをお伺いしておきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） はっきりとした金額はあれなのですが、大体15%ぐらい安いような金額になってございます。内訳は、人工数と、あとそれに必要な車両のリース料ですとか、そういったものが積算の根拠になっております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 2点ございまして、1つ目は林業振興費の森林環境譲与税関係、このとおりでございますけれども、森林意向調査委託料128万円の減額で、当初が150万だったものですから、大幅な減額となっています。これは、民有林の経営管理計画を策定するための調査であるという説明を受けておりました。340ヘクタールの意向調査、経営管理計画策定のための意向調査を委託するということだったのですけれども、この数字だけ見ていたらその意向調査うまくいったのだろうかという疑問

を持つのですけれども、どうだったのでしょうか。そして、その先にある経営管理計画はうまく策定に結びつくのかどうかという、その確認をしたいと思います。

もう一つは、土木費の道路新設改良費の中の橋梁撤去工事で 671 万円増額になっていますが、当初では 1,400 万超えて、駒別橋の撤去を行うというような説明あったかと思うのですけれども、これも確認です。その工事費が膨らんだのか、あるいは違う橋梁の撤去も行ったのか、その辺のところ。

もう一つは、その下にございます橋梁産業廃棄物処理工事、これについて 16 万 5,000 円の増額ですか、当初が 14 万 3,000 円、これも紫明苑橋というふうな説明を年度当初に聞いたような記憶あるのですけれども、この内容についてお伺いします。

それから、土地購入費がマイナス 200 万、これちょうど中島 1 号線の拡幅工事に伴うものであるというふうに認識しておりますけれども、予算そのまま減額になっていますが、これは工事進捗が遅れたせいなのか、ないしは土地購入に関して問題があってなかなか進んでいないというようなことがあるのか、説明できる範囲でお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 私のほうからは森林環境譲与税に関して実施しました意向調査の関係についてご答弁申し上げます。

森林意向調査委託料ですが、これは予算策定当時は 100 件程度の森林所有者の方を対象に、先ほどおっしゃられたような形で森林経営計画に入ってもらうことを目的としたアンケートを実施するということだったのですけれども、この前段で令和 2 年度に準備調査というのを実はやってみまして、それはどういう調査かという、対象となる森林の所有者さんがある程度、何百筆とありますので、そこから将来森林経営していく上で連担性ですとか、例えば作業がしやすい場所にあるけれども、計画に入っていないから、そこは補助金もらえなくなるとか、そういうことになりますので、その辺を加味しまして、準備調査という段階で実際に入ってくれそうな方をふるいにかけたという言い方はあれなのですけれども、現地に行ってどういう状況かというのを、大体所有者の方は近くにはいない方が多いので、写真に撮ったりだとか、図面に落としたりだとかして状況が分かるような資料を準備調査として行って、その上で令和 3 年度に 17 件の方を対象にそういったアンケート調査を実施いたしました。返事来ない方もいらっしゃったのですけれども、何件かは返事が来て、要はその森林どのように管理されますかというようなアンケートなののですけれども、今件数はちょっと手元になかったのですけれども、何件かは経営計画に入っていただけというところで、17 件のうち二、三件だったとは思っているのですけれども、そういうことで回答いただいています。ほとんどが送ったけれども、届かなかったりだとか、無回答だったりだとか、そういう方が非常に多かったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 建設課長。

○建設課長（澤井智明君） 道路新設改良費につきまして私のほうからご答弁申し上げます。

3点ほどあったかと思えますけれども、まず1つ目の駒別橋の撤去工事の増額、その内容についてということでございますけれども、これにつきましては同年度に、駒別橋というのが車道の橋と歩道の橋が分かれている分離橋になっておりまして、これにつきましては歩道のほうを撤去するという、まずはそういう工事でございます。この増額になった要因なのですけれども、まず初めに歩道の除却工事と車道の補修工事というものを令和3年度で計画しておったのですけれども、長寿命化修繕計画に基づく事業の国費の配分が若干下がりがりまして、要望に対して80%程度ということで、橋梁の車道のほうの補修工事も含めて内容を精査しておりまして、その結果除却工事のほうは、鉄の橋で鋼橋で鋼材使っているのですけれども、そちらにさび止めの塗料が塗ってあるのですが、そちらに鉛等の成分が含まれているということで、それを売払い処分等する場合には剥がさなければいけない。当初見込んでいたときには剥がさなくても処分できますということだったので、その予定で積算をしておりましたけれども、実際発注前に専門業者ですとか、道内でどのような取組をしているかというところを確認したところ、適正にそういう鋼材を処理するには塗膜を剥がなければいけないということで、札幌市等とかも全て撤去して処分しているというお話もございましたので、補助事業であるということもありますので、適切な処置をしたいということで、塗膜を剥がす作業分が除却工事のほうでは不足したということでございます。

塗膜除去するには、粉じんとかもありますので、それを飛ばないように覆ったりですとかというような仮設にも結構お金を要するため、結構な金額の増額となったのですけれども、基本的には橋梁長寿命化修繕事業の中で車道のほうの補修工事とのやりくりの中で、車道のほうの工事について損傷部がそんなに悪くないものについては、持ち越しといいますか、次の点検以降また考えるということにして、車道の補修のほうを下げて、歩道の撤去のほうを優先したというものでございますので、今回の補正の資料の中では補修工事のほうを減額しておりまして、撤去工事のほうを増額しているという内容になったものでございます。

続きまして、産廃関係の増額についてですけれども、こちらにつきましては、議員おっしゃられるとおり平成元年度に実施しました紫明苑橋、そちらのほうも鋼橋ということで鉄の橋で、そちらの鋼材を塗り替える作業を行った際に出た塗膜材ということで、そちらについては先ほどのように鉛のみではなくてPCBというものも含まれておりまして、それも微量なのですけれども、それが環境省のほうで試験方法変わりがりまして、また改めて成分を検査してから処分すると。PCB含んだままですと処分料がかなり高くなるということで、新しい基準値の下どうなのかというのを確認してから処分するというので、令和3年度に処分するというので計上したものでござい

ますけれども、結果的には含有量は基準値以下ということで、一般の廃プラスチックですとか汚泥という形で処分はできたものでございます。その際に、最終的に保管していたものを運搬したり積み込んだりという手間が想定していたものよりも多くかかったりですとか、交通誘導員とかも必要になるということで、その辺が見込まれていなかったということで、こちら橋梁の事業の中でやりくりをしながら増額したというものでございます。

最後、3点目、土地購入費の200万円の減ということで、これにつきましては、道路事業も毎年、今年度もそうなのですけれども、毎年今年で終わりたいという形で国費を要望しているのですけれども、それに対する要望額というのが40%台だったとかということで、なかなか進捗が進まないということで、その先の土地についても事業化のめどが立ってから購入したいということで、今回はそこまで、これから買わなければいけないところまで工事が行き着いていないということで、3年度の予算については減額したというものでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 再質問しますが、森林意向調査に関してですけれども、説明いただきましたけれども、結局のところ森林譲与税の基金を財源として進めていく事業でありますけれども、当初目的の民有林340ヘクタールの森林経営推進計画策定というところに関して、これ民有林ですから、行政の責任がどこまで及ぶかという、その辺の確認だったのですけれども、果たして340ヘクタールにわたる経営管理計画の策定にきちんと結びつくのか、ないしは先ほど言ったような100件の予定が、アンケートですけれども、最終的に17件のうち回答が3件程度、意向です。その辺のことでやむなしという理解でよろしいのか。要するに行政としてはそれはそれで肅々と進めていくということなのか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

森林意向調査に関しましては、先ほど申し上げたように予算上は100件見ていたものに対して17件しか実施しなかったというところでもありますけれども、一応それで終わりということではなくて、継続して調査できるような形で今考えておりまして、令和3年度に実施した委託料の中に令和2年度に行った準備調査と同様の準備調査も含まれておりまして、その17件とはまた別に現地調査なんかをやっておりまして、

それは7件ほどなのですけれども、それに関しまして準備はしているところでして、少しでも多くの方に森林経営計画に入っていただいてというところで行っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 11 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 12 ページ。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 保健体育総務費の中で、補正に直接関係ありませんけれども、令和3年度はコロナ感染症防止のために中学校のプール開放事業が中止になりました。その減額ですので、理解しますが、令和4年度の学校プールの開放について現段階でどのように考えているか伺いたいと思います。

それから、新型コロナウイルス感染症対策費の経済対策費で商工振興緊急対策事業費として計上した補助金が大きく減額になっているのですけれども、この減額になった要因といいますか、それについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

令和4年度の壮瞥中学校学校プールの一般開放についてでございますが、これにつきましても新型コロナウイルス感染症の関係といいますか、プール自体はある程度大きな室内でありますけれども、大きな広さがありますが、更衣室がどうしても狭い状態でありまして、なかなかその中で感染症対策といった部分で万全にすることが難しいというところがありまして、令和4年度につきましてもプール開放事業については中止としたいというふうに考えてございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

商工業振興の緊急対策事業の内訳、実績をどう捉えているかというご質問でございました。この減った要因というのは、飲食、宿泊、観光事業者が令和2年12月から令和3年の2月までの3か月間を対象といたしまして、前年に比べて、もしくは前々年に比べて3割以上落ち込んだ事業者さんに対してその売上額の5%を補助するというものでございまして、当初計画段階では100万以下が6件程度、それから100万から200万までの間が10件程度、200万が上限でございまして、それ以上の事業者さんが6件程度と見込んでおりました。実績といたしましては、100万までが20件、予想以上に多く来まして、ただ6,000円から64万5,000円までは非常に多くの方が、少

額ではありますけれども、それだけ多くの方が飲食店を中心に被害を受けているということが分かりました。逆に 100 万から 200 万程度の 10 件予想していた方が 2 件しかございませんで、最大上限額いっぱいの 200 万円の事業者の方が 6 件の予想に対して 8 件いました。つまり上と下が大分増えているということで、それだけ影響が多く広がっているものと分析いたします。冬期の 3 か月間ということで、観光事業者さんによっては休んでいる方もいたので、なかなかここは捉えが難しかったのですが、全般に及んでいるということでこういった実績になったかと、そのように承知しております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 給与費に関してでありますけれども、収入で聞くべきかもしれませんが、説明の中で給与費に関わって財源のやりくりということで、特定財源としての保健・介護一体的実施推進事業補助金が確定したということで、それが財源充当されたということで一般財源を減らしたという財源の中身の説明がございました。そもそも当初 1,000 円で計上していたようでございますけれども、雑入の中で保健・介護一体的実施推進事業補助金、これ後期高齢者保険広域連合でしたか、そちらからのお金だと思いますが、そもそもその趣旨と使途、目的といいますか、使途というのは使い道という意味で、それはどのように給与の中でされているのかという確認です。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今言われた保健、介護一体的の推進助成金なのではございますけれども、おっしゃるとおり、後期高齢者広域連合から交付されるものでございます。確定もしていないということで当初予算は 1,000 円だけにしまして、申請に基づいて決定になりまして、補正したということなのではございますけれども、これはそもそも保健と介護一体的事業ということで、保健センターのほうでいろんな介護事業を行っているのですけれども、それに係る人件費分を助成するという形で、対象になっているのは保健師、何名かいますけれども、その中で保健師の給料全部ではないのですけれども、いろんな事業に携わっている分の案分というのでしょうか、を出しまして、全体給料の何%分とかというふうな計算をしまして、それを集めまして 900 万程度、それを、保健師の給料は一般会計から出しているものですから、そこに充てるといようなことになっておりまして、そういったような趣旨になっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 2 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 3 ページ。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 衛生費補助金にございます健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金でありますけれども、この補助金の趣旨、字のごとくかもしれませんけれども、こういった中身なのか。この字面だけを見れば、健診結果を利活用、当然その後の保健指導等に使い、なおかつ町民、被健診者の生活、健康面のフォローアップにつなげるということなのでしょうけれども、具体的にこういった趣旨の補助金で、どのように活用されていくのか。また、金額的にそんなに大きくないのでありますけれども、こういったものなのかなという確認だったのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

この補助金は、簡単に言えばシステムの改修経費に対する補助金ということになっております。内容的には、各種健診の情報をマイナンバーカード、マイナポータルを介して受診者本人が閲覧したりとかダウンロードしたりというようなものなのですけれども、そのシステム改修費が今回対象になったということで計上しているというものでございます。西いぶり広域連合の負担金なのですけれども、そのところに充当するシステム改修の補助金ということになります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 4 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 5 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 2 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 30 号

○議長（長内伸一君） 日程第 5、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 今回の補正で私はうれしい。少額でありますけれども、ほっとする。趣旨普及費、無給付家庭報奨金の 5 万円の計上です。提案説明にもありましたが、国保税を期間内に完納して、さらに医療費のかからなかった家庭に納付した金額の 10%を報奨金として返しますということで、当初予算では 15 万を計上し、今回 5 万円ですので、20 万になります。そうしますと、20 万は 1 割ですので、国保税額は 200 万になるのでないか、ここまでは理解できるのですけれども、交付実績を見込んでという言葉使っておりますけれども、対象世帯は何世帯か。私はきちっと数字を言って誇れるものでないかと思うのです。そのことについて、まず対象世帯数について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今質問にあった無給付家庭の対象世帯数なのですから、15 世帯となっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 分かりました。15 世帯ですね。そうしますと、今国保世帯は何世帯かはちょっと資料持ってきておりませんけれども、そんな多いとは言えませんが、完納するということはすばらしいことでないか。といいますのは、国保特別会計の最近の決算を見ますと滞納金額が結構多いのです。元年度では 878 万円で、未納額は 13%を占めているのです。2 年度の滞納金額は 766 万で、11.9%、約 12%の滞納が決算報告でされております。そこで、今 15 世帯ですか、世帯があるということをお聞きしたのですけれども、この世帯に対して報奨金といいますか、これは 10%で果たしていいのか、もう少し引き上げてもいいのでないかな。これは常々考え

ていたことなのです。

皆さんもご承知の方いらっしゃるかもしれませんが、壮瞥町にはいい条例があるのです。国民健康保険税報奨条例というのがあるのです。これは、昭和三十四、五年頃に制定して、それが最後の改定は昭和53年でなかったかと思えますけれども、そういう条例があって、その中にきちっと納税額の100分の10に相当する額を報奨金として交付すると書いてあります。この報奨金を増やすには条例の改正が私は必要でないかなと常々考えているのですけれども、昔は私が50年前に壮瞥町にお世話になったときは、無給付家庭報奨としてサンパレスに招待して、プールを使用して健康づくりやレクリエーション、昼食会などを開いて、本当にありがとうございましたということでやっておりましたけれども、それがなくなって、こういう形になってきたのではないかと思いますけれども、もう少し、5%でも10%でも引き上げても私は国保会計にそんなに影響しないと思うのです。そして、このように報奨金が出るならばということで、もっと完納する方が出てくるのではないかな。また、健康に気をつけること、これも併せて行わなければなりませんけれども、そういう面からいってもぜひ条例をもう一回見直すことが必要だ。というのは、その中に第3条でしたか、納税貯蓄組合に対してという言葉も使われているのです。そういうのは当然なくなっておりますので、一度この条例の見直しをすることが必要でないかな、そんなことを考えながら、この報奨金のアップをぜひ考えていただきたいなという考えを述べさせていただきます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうからご答弁を申し上げたいと思いますけれども、国保会計を預かる者として、会計は決して会計の運営につきましては余裕があるものではないという認識をまず持っているということと、無給付世帯の報奨金に絡む報奨の在り方について歴史的なことも話されておりましたけれども、無給付世帯の健康増進事業を私も当時担当していて、これは昭和六十三、四年から数年間開催されていたものと承知をしております。そのときと時代背景が違いますし、国保税と給付の関係のアンバランスという問題もありますし、無給付世帯の趣旨普及費にある無給付世帯に対して税金相当分を10%、100分の10を交付する今の仕組みを改めて給付率を上げるとか、そのような環境には私はないというふうに認識をしているところであります。

それと、条文につきましては検証を加えて、必要な措置を取っていききたいと、このように思っているところであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 31 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 32 号

○議長（長内伸一君） 日程第 7、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 33 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 34 号

○議長（長内伸一君） 日程第 9、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 令和 4 年度の一般会計の補正予算であります、説明をいただきましたけれども、まず歳出のほうで、蟠溪ふれあいセンターの屋根が大雪の影響で崩壊といたしますか、壊れましたということで、張り替えを行ったということでしょうか、専決処分されておりますが、大変なトラブルだったのだらうと推察しますが、ほかにも町所有の施設、ふだんあまり使っていない施設も含めてでありますけれども、こういった大雪による損傷とか雨漏りとか、そういったものも含めた修繕必要なものはなかったのかということを感じたものですから、その確認を行ったかどうかという確認、ないしは今後行う予定があるのであればお伺いしたかった。

もう一つは、衛生費の温泉管理費でゆーあいの家の泉源ポンプの取替え工事 130 万が計上されておりました。その説明の中で、緊急時に備えて要するに取替え用のポンプがあったので、それを取替え工事を行った、それを使ったということでございますけれども、その工事費、取替え工事費ですが、引き上げた壊れたものというのは改修が必要ではないかと思いますが、その辺はどうなっているのか。ないしは、新たなポンプの購入も必要なのかどうかという確認をします。

それから、農地費ですけれども、南登山口の排水路が土砂で埋まったということで土砂上げを行う。これも大雪と融雪の相互作用と申しますか、それが予定以上に土砂が堆積されていたということでございますけれども、ほかにもそういったことはこの箇所以外にもなかったのかどうかという確認であります。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

1 点目の公共施設の大雪による被害についてでございますが、所管課のほうに報告を受けている件としてはこの蟠溪の件でございます。1 件でございます。大なり小なりの影響は当然あるのだらうというふうに思いますが、被害に直結しているのはこの1 件というふうに担当課としては認識しているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 温泉管理費のゆーあいの家泉源ポンプ取替え工事の関係でいただいたご質問に関しましてご答弁申し上げます。

4 月 26 日にポンプが止まっているという報告を受けまして、調査したところポンプ本体が動かないというところで、令和 2 年に購入してありました予備品と取替え工事を行ったものでありますけれども、引き上げたポンプは、これは今回といいますか、このポンプに関しましては修繕をするとかえって高くつくという部分もありまして、そのまま廃棄処分というようなこととなります。直せないことはないのですが、直すために千葉県の工場まで持っていかなければならないのと、外国製のポンプでして、部品なんかもなかなか入らないという部分がありまして、これは使い捨てという形で考えております。消耗品的に考えております。それで、予備品としましては、これは令和 2 年に購入ということなのですが、実をいいますと令和 2 年の 8 月に前に使っていたポンプが壊れて、壊れた後これを買ったというところでして、大体 1 年ぐらいはもつのではないかとこの部分もありますので、その辺は予算を確認しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長（木下 薫君） 今回土砂上げに関しましては、南登山口のところで当初 100 万円で予算計上しておりましたが、そこが春先、恐らく融雪、積雪が降雪量が多くて、その影響だとは思われるのですけれども、想定したよりもかなり埋設状況が多かったというところで、その分優先的に足りない分を今回補正させていただいて、なおかつ緊急性、国道に接していたりだとか、すぐ脇の畑でもう既に作付が始まっていたりということもありまして、緊急的にやらせていただいた部分でございます。ほかの部分につきましても、春先毎年やっているような場所あるのですけれども、そちらに関しましては特に例年より多いという傾向は見られなかったもので、そのままとなっております。特に滝四にある水路があるのですけれども、そちらのほうは昨年直接土砂が入らないような小さな工事もやったりして、その効果もあったのか、今年はそれほどひどい状況ではありませんでした。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 再質問は、ゆーあいの家のポンプでございますが、今回引き上げた分は廃棄処理と理解しますけれども、令和2年の8月に引き上げて直したものの、それと違うのですか、新しく購入したものを入れたのですか。ただ、今のお話で今後も緊急時の入替え用のポンプを備えておく必要がないのかというのが1つと、説明で小さい声で言っていましたけれども、1年はもつのでないか。1年しかもたないのかという聞き方もできるわけですが、不安が宿ったわけですが、この辺の解釈と理解、ということなのでしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 答弁いたします。

温泉の井戸からくんでいるポンプは、大きく2タイプありまして、今回のゆーあいのポンプのように比較的温度の低いところ、60度ぐらいなのですが、お湯をくみ上げるポンプと、どちらかというと弁景とかは70度以上あるようなお湯を大量にくみ上げるようなポンプと、うちの温泉井戸何か所かあるのですが、使い分けをしております。今言った比較的温度の低いところは言ってみればポンプも比較的に安いものですから、そちらは使い捨て的な使い方をしていると。温度の高いところで大量にくむようなポンプはやっぱりちょっと高いものですから、それはオーバーホールしながら何年か使ってというような使い方をしているのですが、今回の部分につきましても例年というか、大体交換のサイクルは3年ぐらいをめぐりに管理をしております。1年以内に壊れるということはまずあまりないのかなというのと、このポンプに関しましては比較的納期も早く入るものなので、取りあえずその辺を考慮して準備させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 蟠溪ふれあいセンターの修繕料、これは結果論ですので、これはよろしいのですが、令和3年12月から4年の3月に及ぶ降雪というのは、壮瞥で生まれ育った高齢者の皆さんと話し合うと、今年の雪は初めての経験だというのは大勢の方から聞くことができました。さきの専決処分の除雪費も多額の費用を補正、承認いたしました。この冬町内を回りますと、農業用のD型ハウスというのは、この倒壊が五、六棟あったのではないかと思います。それを目にしております。そして、今回補正にありました旧蟠溪ふれあいセンターも、屋根に積もった大雪が暖気で滑り落ちて、軒先を壊してしまった。これは、私たちに大雪のときの施設管理の在り方に警告を発してくれたものでないかと思うのです。また、観光地としての昭和南山地区にも、空き家といいますか、空き店舗があります。皆さんご承知のこととは思いますが、奥まって建っていた、観光客は今足を延ばしておりませんが、旧昭和南山熱帯植物園もこの冬の大雪で倒壊して、2階建ての建物が平家に変身

しているのです。このような大雪のとき、新山に面して建つ閉店している建物の管理、もしも植物園のように倒壊したら観光客を巻き込むこともないとは言えません。このような危険性を持つ公的な建物、私的な建物の管理だとか除雪等について真剣に私は今考えるべきでないかと思うのですけれども、このことについてどのような考えをお持ちか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 大雪に限らず、自然災害にどう向かっていくかということは大切な問題であると思っていますし、自助、共助、公助という区分もありますとおり、それぞれがそれぞれの施設については管理をしていただくということが肝要かなと、このように思っているところでありまして、共助と公助についてはそれ以外のところで行うという原則的なものもありますので、それらについては皆様のご理解をいただかなければいけないことだと、このように思っているところでもあります。気象変動によって様々な、今まで先ほどおっしゃっていたように、私もこの地で生まれて五十数年住んでいますけれども、雨の降り方につきましても雪の降り方にしましても変わってきているということでありまして、そうしたことからゼロカーボンですとか、国の政策が出てきているものだと思っているところでありますが、そういう政策を我々も推進をするということと、既存にある施設の適切な維持管理については皆様と力を合わせていくことに尽くしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 35 号

○議長（長内伸一君） 日程第 10、議案第 35 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号

○議長（長内伸一君） 日程第 11、議案第 36 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号

○議長（長内伸一君） 日程第 12、議案第 37 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号

○議長（長内伸一君） 日程第 13、議案第 38 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（長内伸一君） 日程第 14、議案第 39 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 2点ございますが、まず戸籍住民基本台帳費であります、マイナンバーカード取得保有奨励金500万計上しておりますけれども、併せて会計年度任用職員の人件費、それから時間外手当勤務も予算計上、補正されてございますけれども、議会終了後も町長の口から直接マイナンバーカードの普及、国が進めていることに合わせて町としても普及促進に重点的に取り組むというお話を聞きましたけれども、それで財源はほぼ国の国費でありますけれども、まず確認ですけれども、マイナンバーカード取得奨励金の中身については各自治体である程度のオリジナリティーというのは許されているのかどうかということが1つです。

それから、これは余計ですけれども、会計年度任用職員の採用は理解しますけれども、最初から時間外勤務手当を随分、67万5,000円計上しておりますけれども、その説明の中でありました地域に赴いて普及活動も行うし、夜間も想定して受入れをするのだということでございますけれども、話は理解できますけれども、最初から夜間の勤務を想定した時間外労働を伴う勤務は今風ではないような気がしますけれども、いかがなものかというのがあるのですが、何よりもマイナンバーカードの普及について否定的でも何でもないのですけれども、言うてはなんですけれども、私も早い時期のほうで手を挙げたほうなのでありますが、マイナポイントなどが無い時代からですけれども、つくづく思うことは、マイナンバーカードがどれだけ、知らないこともいっぱいあるのですけれども、メリットがあるかという点なのですけれども、正直感じたことはありません。ほぼほぼ証明は健康保険証か自動車免許証ですし、せいぜいあるとすれば確定申告の際に一番最後にマイナンバーカードの裏表を印刷してつけなさいと、むしろ仕事は増えるけれども、メリットはない。

先ほど質問しましたけれども、国民健康保険の中でマイナポータル、健診の結果がマイナポータルで閲覧できるようになりますということで予算計上、8万何ぼですけれども、小さいですけれども、そういったシステムをつくるのです。その負担金出しているけれども、どれだけの人が使っているのでしょうか。これは否定的に聞かれてもなんなのだけれども、あまり実生活との密着性がないのではないかというふうなところで、ですから一応43%と申しましたか、壮警町の普及はそこそこののでしょうけれども、まずはマイナンバーカードがどれだけ将来に向けてメリットというか、必要なのだということの認識を僕らも持たないと駄目なのではないかというのがそもそも思っていることございまして、この機会ですから、進めることはやぶさかでも何でもないので、どこが利点で、将来こうなるから必ず必要だというような強いメッセージ性を持った普及拡大、町長がああやっておっしゃっていますから、そういった意味で普及率が上がることで目を引くことも、耳目を引きつけることもいいのではないかというふうに思いますから、力を入れてほしいなという思いを込めて今質問しているのです。

もう一つ、企画費の持家住宅取得奨励交付金 230 万、この時点で補正予算組んでいます。令和 2 年度が 220 万で、3 年度が 200 万で、新年度は 400 万でした。プラス 230 万になったわけですが、これも住宅新築が 100 から 200、中古が 50 から 100 というふうに、そういう奨励金をアップしたということの政策が極めてタイムリーにヒットしたということなのだろうというふうに評価、理解しますけれども、その傾向として今後まだ増えていくのではないかという期待を込めて聞きたいのですが、どのような状況、先ほどの雪と除雪の関係ではないですけれども、今の時点で予測を立ててどうなのかということも併せて伺いたかったと、こういうことです。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、マイナンバーカードに関してご答弁申し上げます。一番最初に、取得保有奨励金 500 万円、いろいろ自由度があるのかというご質問だったのですが、今当町で考えていますのは、申請に来た方、既存の持っている方もそうなのですが、2,000 円分の町内で使える商品券をお配りしようかなというふうに思っております。うちは商品券をお配りしようと思っているのですが、そういう自治体もほかにあるのですが、それだけでなく、例えば特産品だったりですとか、それはそのまち、まちでいろいろと自由度があるものということで、それはまちの判断でいろいろ考えてもいいことになっております。

また、職員の時間外手当の話がありまして、夜間受付、当然毎日ではできないのですが、例えば 2 週間に 1 回とか 1 週間に 1 回とか決めて、時間は 9 時、10 時までではできないのですが、大体 8 時までなのなのですが、そういう日を決めて受付をすることを考えております。そのための時間外ということで、そういうことも取り組むようにという、国の指示というか、そういうのもありまして、それに沿って計画をしている。それに対して時間外をつけますし、それに対して補助対象にもなるといったようなものでございます。

あと、マイナンバーカードを持つことのメリット感というか、先ほど証明は免許証でもいいしとかという話もあったのですが、確かにマイナンバーカードのメリットといいますと、本人確認ができる書類だということと、あと今保険証としても使えます。メリットといえば、1 枚でもって本人確認にもなるし、保険証としても使えるし、今であればマイナポイントももらえるしというようなことになっております。今現在マイナンバーカードなのですが、利用をあまりされない方はなかなかメリット感を感じないということも確かにあるのですが、今現在転入とか転出とかよくされるような方は、マイナンバーカードがあることによって例えば転出するときもマイナンバーカードを使うことによって転出証明が不要になる、そのカードでいいですし、転入するときも事前に転入予約というか、できるので、スムーズに手続きができるというメリットがございます。また、さっき確定申告の話も出ていましたけれ

ども、私も初めてやってみたのですけれども、自宅にいながら確定申告、今までは役所に行ったりとか、税務署に送ったりとかとしなければいけなかったのですけれども、マイナンバーカードがあってスマートフォンなんかでやると、自宅にいながらにしてその手続きができる。これは、大変便利な機能です。そういったことを今後皆様方にお知らせをしていくといいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後１時といたします。

休憩 午前１１時５９分

再開 午後 １時００分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） それでは、私のほうから２点目の持家住宅取得奨励交付金についてご答弁申し上げます。

この制度につきましては、議員おっしゃるとおり、今年度から拡充して実施しておりますけれども、当初予算では４００万円計上しております、この内訳は令和３年度にもう既に利用申込みがあった方が２件、さらに新たに令和４年度で２件程度利用があるのではないかと想定して４件、４００万円程度の予算を措置したところでございまして、今年度になってすぐ、令和３年の利用決定した申込みあった２件以外に新築１件、中古１件の利用の申込みがありまして、さらにその後すぐに新築３件の相談がありまして、まだ利用申込みはされておりませんけれども、相談があったため、今回増額補正するものでございまして、今後の見通しにつきましてはなかなか難しいとは思っておりますけれども、近年の状況では令和３年度、新築１件、中古４件の計５件、令和２年度は新築３件、中古ゼロの合計３件です。令和元年度は、新築２件の中古４件で６件の利用がありました。今年度におきましては、もう既に新築６件、中古１件の予定も含めて利用の見込みがありますので、さらに今後も利用が出てくることも考えられますけれども、ぜひ担当としましてはこの制度を利用して定住してくれる方が増えてくれればと思っておりますし、さらに利用が出てきた際にはまた予算が足りなくなりますので、増額補正をして対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般４ページ。

８番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 私も戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカードについてちょっとお聞きしたいと思います。

それで、個人番号カードの関係なのですけれども、2015年、個人番号通知がされておりまして、そのときにいろいろとマイナンバーによる有益な部分とといいますか、こういう利用が可能だということが周知されていたわけなのですけれども、その中でメリットとして、マイナンバー、自分のナンバーを証明する書類としての利用は当然できると、それとさらには身分証明書としての活用も可能だと、それと各種行政手続のオンライン申請等もできるし、コンビニなどで各種の証明書が取得可能だということが載っていました。これは2015年に通知された番号の通知の文書ですけれども、それで現実にそのうちのどの項目について利用可能となっているのかということの説明と、私以前の会議の中でも懸念事項として述べたことあったのですけれども、そのときには健康保険証として利用する際の医療施設ですとか薬局、医療関係施設、そういうところが利用できる状況になっているのかということと、あと前の通知カードのときには通知カードの管理については非常に慎重に扱いなさいと、紛失するおそれがあるので、常時携行しないほうがいいというニュアンスで取っていたのです。ただ、これがマイナンバーカードになると、自分の身分を証明するものですから、常時持ち歩かなければならないと。ですから、その辺の整理とといいますか、通知カードのときとマイナンバーカードでは取扱いががらっと変わっているという実態があるわけなのです。ですから、その辺をどういうふうに考えていったらいいのか。

あと、先ほど利用できる項目について申し上げましたけれども、現状でもできない項目があったとしたら、それはいつ頃、どのように解決されていくのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、今回のマイナンバーカードの普及促進なのですけれども、大きくポイント3つありまして、まず1つはマイナンバーカードの宣伝、理解、普及促進ということで、カードについて分かりやすく案内するですとか、あとは個人情報の漏えいなど、そういうマイナスのイメージの理解促進を図る、あとは作ることについてのメリットの理解促進、あとは作る面倒さというのですか、に対する理解促進、そういうのをサポートし、そういうのを住民さんに周知をしていくということで、さらにマイナンバーカード作る際に、商品券ですとか、啓発グッズですとか、そういう特典も付与するですとか、あとはマイナポイントの事業で着実にできるように個別支援なんかも行うといったような宣伝、理解促進を充実し、そういう体制を充実し、それを住民さんに周知するということと、2つ目としましては、そうはいってもなかなか申請に来てくれないということもありますので、申請とか交付体制の整備ということで、完全に住民さんに寄り添ったサポートとといいますか、住民さんが集まるような場所に出向いていっ

て出張申請をしたりですとか、あとは職員が個別指導を実施したり、あとは先ほども質問に出ていましたが、夜間ですとか休日の対応、あと町内の事業所に出向いてって新規受付するといった、こういったものを、国のほうからもそういうふうによれという指示もありまして、それに沿って実施していきたいというふうに考えております。また、町の職員なんかについては、お膝元でありますので、100%取得するようなことで進めていきたいというふうに考えております。

ご質問にあった健康保険証としての利用……

〔発言する者あり〕

○住民福祉課長（阿部正一君）　それで、今利用できているものとしては、当然本人確認ということと、あと保険証としても使えるということがあります。あと、先ほどご質問にありましたコンビニ交付とかという話もあったのですが、残念ながらうちの町はまだコンビニ交付はできていない状態であります。また、保険証につきましては、全部ではないのですが、西胆振というか、この辺ではおおむね20%ぐらいの医療機関で使えるということになっておりまして、道内でも大体今のところ2割ぐらいの医療機関で保険証として使えるということになっております。

それと、通知カードとマイナンバーカードとの取扱いということで、前回通知カードのときには大事に保管して紛失しないようにということだったのですが、当然マイナンバーカードは大事に保管するというよりは持ち歩くということになっております。ただ、マイナンバーカードもやっぱり紛失しないように注意をしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君）　8番、森太郎君。

○8番（森　太郎君）　マイナンバーカード制度については、国がかなり強くといいますか、強力に進めている事業だということでございますので、特に異議はないわけなのですが、問題はなぜ普及しないかというのは利便性がいまいち見えてきていないという部分なのです。ですから、利便性という部分を町のほうではきちっと整理されて、それを住民に周知することによって進めていくと。ただ、行政側が町民側のほうに出向いていくというのも一つの方法かもしれませんが、問題は利便性が理解されなければこれは普及していかないのではないかと思いますので、その辺を行政側で整理されて今後進めていただきたいと思うのですが、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（長内伸一君）　答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君）　ご答弁申し上げます。

まさに議員おっしゃられたとおり、宣伝、理解促進というのでしょうか、どんなふうなメリットがあって、デメリットがあって、なかなかまだ理解されていない部分多々あると思いますので、そういったところを一つ一つ丁寧に住民に寄り添う形で分

かりやすく説明、指導、お手伝いをしていくような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 一般３ページ、ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般４ページ。

４番、加藤正志君。

○４番（加藤正志君） 私は、衛生費の温泉管理費の中の温泉メーター器設置工事、これ１６万、この金額についてはいいのですけれども、改めてお伺いしたいのは、蟠溪地区ということなのですけれども、どの辺の場所を示されているのかという部分と、ここにも説明ありましたけれども、開業を予定している事業者、これは地元業者、例えば道内業者とか、そういった部分で分けした場合、道外の方もおられるのか、その方がいるのかどうかという部分です。地元業者以外の方なのかどうかの確認と、もう一つ、日帰り入浴施設という部分で説明いただきましたけれども、開業予定日というのを知り得ていればお伺いしておきたいと思います。お願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 蟠溪温泉地区の新たな日帰り入浴施設の関係でご質問いただきましたので、こちらで把握している範囲でご答弁させていただきます。

場所は、蟠溪地区の旧ひかり温泉という旅館があった場所なのです。伊藤旅館になっていました。あの敷地の中にといいますか、地続きで昔共同浴場という組合でやっていた浴場があったのですが、そちらのほうの入浴施設を改装されて、今回開業したいというところで聞いております。町に対しては、温泉使いますので、使用申請というのが上がってしまして、町からは５月６日付で許可を出しております。ただ、まだ保健所のほうの許可が下りていないということで、今いろいろ手続中というところで、その手続が済み次第営業を開始したいというふうに伺っております。事業者さんは、ひかりの合同会社という合同会社をつくりまして、代表の方は道外の方、沖縄の方と聞いていますけれども、今管理人の方が、そちらも沖縄のほうから１人来て、もう１年ぐらいたちますかね、管理人として蟠溪地区に住んでいらっしゃいます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ２番、松本勉君。

○２番（松本 勉君） 何点かあるのですけれども、まず農地費で農地一般事業４０万の補正、説明の中で南登山口の排水路の水路の確認ですとか、邪魔になる雑草の除草作業で計上されておりますけれども、午前中審議しました専決処分の処理の南登山口、あれは積雪と融雪のときの影響で相互の影響で堆積土砂が多くなって、それを取り除く作業を行ったということの４月何日か付の専決だったと思いますが、それとの関連はあるのか、ないのか、また別のことなのか、その確認をしたいと思います。

それから、もう一つは、林業振興費ですが、6万8,000円、額は小さいですけども、これは北海道森林・山村多面的機能発揮対策市町村負担金となっております。議案の説明にもございましたけれども、協議会が北海道に存在しまして、そういった協議会に町が負担することで、一応その説明では町内の活動組織が3.4ヘクタールの民有地の整備を行っていくと、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を財源として行っていくのだという説明がございました。費用対効果を考えれば非常にありがたい話かなと思いますが、その活動組織というのは森林組合のことなのでしょうか、ないしは民間のほかの団体なのかということ。

それと、関連はしていないのでしょうけれども、例の、先ほど午前中質問させてもらいましたけれども、3年度で予算計上したけれども、最終的に希望者がいなかった管理促進、民有林の管理を行うということの計画策定に向けた調査を行って、アンケートを行ったということですけども、その際は期待した数字よりは相当低く結果が出ましたけれども、この3.4ヘクタールについての民有林の整備というのはほぼほぼ計画どおり進めていけるものなのかどうか、この確認です。

そして、3点目は、商工費のオロフレスキー場のトイレ改修、説明のとおりなのでしょうけれども、冬場はまず屋外のトイレをずっと休止、使わないようにしてしましたので、センターと言えいいのですか、建物の中に入ってトイレを使用するという事で、管理面にもよろしくないということで、夏場のキャンプのお客さんも増えることを見込んで屋外トイレを再開することとして、温水洗浄機付きの便器をセットすると、なおかつ、一応確認ですが、夏季についてというただし書がありましたけれども、冬場はクローズの予定なのかという確認。

もう一つございまして、土木費ですが、財源が指定寄附の1,000万を財源として道路橋梁維持をするものですけども、その説明の中であったデリネーターの修繕料、この意味が分かりませんので、何物かをお伺いします。

それから、さきの3月の議会のときも説明がございましたけれども、雪捨場の確保も大変だという話がありました。長流川の河川敷がいっぱいになったという話を聞いた記憶がございしますが、併せて新たな雪捨場を確保するという話は記憶にございますけれども、さらにまたそれを整備していく必要があるのかなというふうに聞き取ったわけですけども、その辺の場所とか規模などもお伺いしたかった。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 私のほうから農地費、農地一般事業の部分と林業費の部分についてご答弁させていただきます。

まず、農地一般事業の関係で役務費で追加させていただきました南登山口農業用排水路の除草工に関する手数料の部分だったのですが、これは午前中にちょっとお話しさせていただいた場所、水路自体はそうなのですが、ここに支線といいますか、本流

とは別に支流みたいな細い水路等もございまして、要するに土砂等が流れ込む原因といたしましてはそういう場所も考えられないこともないものですから、その周辺につきましては異常の早期発見のために除草等によって環境整備が必要ではないかというところで、今回追加で上げさせていただいているところです。

次に、林業費の森林・山村多面的機能発揮対策事業というところですが、これは町内の組織でございまして、代表者の方が町内に住んでいらっしゃる方で、ご自分の持っている山林を自ら整備を行いたいというところで、この事業を活用するということです。この事業は、その事業の内容と面積に応じて単価が決まっていますのだけれども、国のほうから北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会という協議会を経由いたしまして交付金が支払われるようになっております。この国から支払われる金額に関しましては、面積掛ける 12 万円というところなのですが、これは毎年定額ではなくて、同じ事業を来年するのであればまた金額が少し変わってきたりするものでして、このときにその金額に対して 6 分の 1 を町のほうに負担を求めてくるというような制度になってございまして、6 分の 1 を町で道が同じく 6 分の 1、合わせて 3 分の 1 になりますけれども、上乗せ分を求められる制度になっております。

この事業と午前中にちょっと議論もありました森林経営計画の関係なのですが、この多面的機能発揮対策交付事業は、これは森林経営計画に入っていない山林を対象として補助をされるものでして、比較的小さな面積で、周りに山林が連なっていないような孤立したような場所ですとか、そういうようなところ、要は連担性のないような場所を整備するために設けられている制度で、経営計画を策定していれば公共補助というのがありまして、6 割以上、68%の補助を国から受けられるのですが、経営計画が策定されていない山林ですので、丸々自分で負担してやらなければならないというところを少しでも助けてあげられるような制度になっているということで、一見相反する制度のようではあるのですが、同じように山林の多面的な機能を発揮させていく上での整備を進めていくという部分では決して相反するものではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） それでは、私のほうから 2 点目のオロフレスキー場の改修工事についてのご質問についてご答弁申し上げます。

オロフレスキー場の改修を行うトイレは屋外のトイレでございまして、もともとはスキー客のためにリフトのすぐそばに設置されていたものなのですが、冬期間大変暖房料がかさむということで、現在閉鎖という形になっておりました。スキー客並びに夏場のキャンプ客は、ほっとピアザのほうのトイレをご利用いただいていたのですが、こちらが温水洗浄便座付きのトイレで大変清潔で、夏のキャンプに本格的に取り組むようになった昨年来から女性客、高齢者、家族連れに大変好評でございまして、また

静かな環境も相まって利用者数が令和２年度、336名から令和３年度には868名まで2.5倍に増えているところでございます。

しかしながら、ほっとピアザの夜間は係員がいなくなるという部分で、治安面や衛生面の観点から、そこに自由に出入りできるという部分は、事務所も施錠はするのですが、ほかが施錠できる環境にないことなどから、今シーズンからはそちらを閉めまして、当初のスキー場のほうのトイレを清掃して使っていただくということになっています。今大変清潔で好評な利用者からの評価もでございますことから、屋外のトイレの環境整備を行ってまいりたいということでございます。なお、ご質問にありました冬期については、やはり閉鎖という形で、その点については変わらず、今のところはそういう方針でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、道路橋梁維持費についてご答弁申し上げます。

まず、１点目のデリネーターの修繕についてということでございますけれども、デリネーターとは、道路の路肩に支柱を立てて、支柱の頭の部分がオレンジ色と白の反射板がついたものが路肩にあるのですけれども、冬期間にはそれを伸ばして、赤白のポールが出てくるようなものなのですけれども、それを道路の幅が認識できるように設置していて、視線誘導標という名称でもございますけれども、そういうものを修繕するものでございまして、それが伸縮できないものがあつたりですとか、反射板が壊れているものですとか、本体自体が折れ曲がってしまっているものというものが結構散見されて、全体町道では588本設置しているのですけれども、そのうち破損しているのが123本でございます。ここになくてもいいかなというような撤去してもいいようなものが3本ございまして、ということで差引き今回直すのが120本ということで、そのデリネーターを修繕するものに経費をあてがうものでございます。

続きまして、雪捨て場の確保の関係だったのですけれども、前回除雪の関係でご説明した中で、滝之町地区にも雪捨て場を確保したいと、実際滝之町にも搬出しましたよと言っていたところと今回設置する場合は同一でございまして、場所は農業研修のシェアハウスの前の町有地でございます。そちらを、冬期間の排雪になるとやっぱり滝之町地区は多いものですから、近くに雪捨て場があると排雪自体も効率的に進むということで、除雪自体の経費の削減にもつながりますし、夏場につきましては建設資材、再利用可能な土砂ですとか、そういうものを置いて有効に使えるようにということで、道路維持の経費削減につながるように今回補正をさせていただきまして設置するというものでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ８番、森太郎君。

○８番（森 太郎君） 私は、林業費の林道維持費でお聞きしたいと思います。

まず、林道維持補修経費として係る部分の具体的位置といいますか、それと延長について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、林道維持経費についてご答弁申し上げます。

今回林道維持費で予算計上している路線につきましては、林道駒別線でございます。位置的なものにつきましては上久保内側、上久保内牧場ですとか、そこを起点としますとそこから約2.5キロメートル行ったところに林道の駒別橋というのがございます。ちょうど学びやの跡地の石碑があるところ、そのぐらいまで2.5キロございまして、そこが令和3年度の大雪、その融雪に伴いまして路面の損傷が大きくなっているというふうな状況になっていることを確認しましたので、既定の予算では不足するということです。今回計上するものでございます。全体で砂利道については4.3キロメートルございますけれども、残りについては既定の予算で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 補修については特に異議はないのですが、これ実は3月定例会の予特のときに私ちょっと触れたと思うのですが、当初予算が前年度予算と比べて結構落ち込んでいたのです。令和3年と比べて130万減額していたと、今回219万1,000円ということで、要は当初の予算の見方が甘かったのではないかと。というのは、当然砂利道ですから、雨が降れば洗掘されるだろうし、雪解けのときにはそれでも洗掘されるということです。まだ未舗装の道路が結構壮瞥の場合残っているところがあるので、林道ですと特に。ですから、ある程度の補修経費というのは前年度並みぐらいには見ておく必要があると思うのですが、その辺についての考え方伺いたしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、令和4年度の予算特別委員会の中でそのようなご指摘を受けたことは承知しておりますが、建設課としましても林道を維持するという立場におきましては、特に砂利道についてはその特性、森議員がご指摘のあったとおり、砂利道ですので、雨が降れば流れるというような特性についても十分理解しまして、継続的で計画的な修繕というものについては必要であるというような認識は持っておりますので、今後林道の使用について支障がないよう管理者として維持管理に努められるよう、予算のほうも措置していきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般5ページ。ありませんか。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私は、保健体育総務費のアウトドア推進支援事業委託料、これは今回160万の増額ということで説明がありましたけれども、この活動内容というか、詳細も含めて内容について説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） それでは、ご答弁申し上げます。

スポーツによる地域活性化推進事業のそうべつアウトドアネットワークの活動というところでございますが、こちらは提案理由説明にもありましたとおり、国からの内定額が321万増えましたので、こちら補正をさせていただいております。スポーツによる地域活性化推進事業でございますが、採択件数といたしましては応募者24者の中から14者選ばれておりまして、壮瞥町もその一つでございます。本年度の活動内容ですが、昨年度等に引き続きまして数々のアウトドアに関わる事業ですとかスポーツに関わる事業をまた改めて調査研究、開発しながら進めてまいりたいと思っております。

その中でも、令和4年度の目玉といいますか、核になる事業につきましては、人材育成と人材の確保、それから昨年策定いたしました事業計画の改定、この大きな2本柱で今年は進めていきたいというふうに考えております。人材育成につきましては、北海道アウトドアガイドの資格ですとか、ウィルダネスファーストエイド資格、ウィルダネスファーストエイドとは、災害救急法、それから野外の救急法とも呼ばれ、主にアウトドアで事故発生時に医療体制へ引き継ぐ方を養成する制度でございます。こういった資格を得ていただいて、これからいろんな事業を受注するために人材育成した方を使って取り進めるとか、あるいは来年鶴雅リゾートがオープン予定しておりますが、そちらとも連携しながら、この人材を活用して事業を推進していきたいというふうに考えております。また、事業計画につきましては、アドバイザーですとか外部有識者の助言、視察研修など、実情に合わせて事業計画の改定をさらに行っていくという考えで今年度は進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私は、消防費のところでちょっとお聞きしたいのですが、初め2名のところ、3月1名、4月2名で全部で5名の方が入団されたというようなお話だったのですが、5名も入っていただけると、本当に今は少なくなっているのですが、ありがたいのですが、現在の団員の総数を改めてお聞きしたいのですが、今何名ほど。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今年度5名の方が新たに入られて、その方を加えて5月1日現在で57名の団員というふうに聞いております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般6ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 新型コロナウイルス感染症衛生対策費でお伺いしますが、一般4回目のワクチン接種の体制整備に必要な経費を計上したということでございますが、その中で説明欄にございますが、ワクチン接種の委託先、これは病院になるのかと思いますけれども、341万6,000円の計上がありますが、2のほうで体制確保事業のほうの接種体制確保事業委託料420万、これはこういった事業内容を委託するのか、こういった方に委託されるのかということ、どんな業務内容なのかも確認したいということです。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症衛生対策費関係ですが、今質問のありましたまず3番目のワクチン接種委託料341万というのは実際ワクチン1回打ったら単価2,070円なのですが、その打った人数分という本当にワクチン接種に係る経費になります。

それで、接種体制確保事業につきましては、こちらは接種するために温泉病院のほうに頼むのですけれども、温泉病院のお医者さんですとか看護師、薬剤師の人件費といえますか、になります。なので、そうべつ温泉病院のほうに委託していると、そして集団接種会場に来てもらって接種してもらい、そのための経費でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） この対策費とはちょっとずれるのですが、最近あちこちでワクチンが余って、廃棄されているという報道がありますが、今までで町内ではそういうことはあったのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

接種して、大量に廃棄というのは聞いてはいない状況です。ただ、ワクチンって1つの瓶で十何回分取れるとかというのがありまして、どうしてもぴったりにくい場合もあるのかなと。それは病院さんと相談しながらやっております、もしかしたらちょっとぐらひは、廃棄というのかどうなのか、余っているという部分あるかもしれないですし、あとは病院のほうでも個別に打ったりもするので、うまく調整して使い切っているのかなというふうにも考えます。前聞いたときには、うまく調整して使っ

ているというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般 2 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 2 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 39 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎報告第 1 号

○議長（長内伸一君） 日程第 15、報告第 1 号 令和 3 年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号を終結いたします。

◎報告第 2 号

○議長（長内伸一君） 日程第 16、報告第 2 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 2 号を終結いたします。

◎意見案第 2 号

○議長（長内伸一君） 日程第 17、意見案第 2 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 意見案第 2 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要であります。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところであり、北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保し、また森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材

生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材・確保などに必要な支援を充実・強化することを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上であります。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（長内伸一君） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第19、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期、日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、

それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和４年壮瞥町議会第２回定例会を閉会いたします。

（午後 １時５０分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員